

支援機関 紹介

こんな支援をしています。困ったらまず相談。

***** 相談のポイント *****

- ① 相談の内容にあった支援機関を選択します。
- ② だれが、どんなときに、どんなふうに困っていて、どうして欲しいのかということ整理して伝えます。
- ③ 期待していた回答が得られないときは、別の機関にも相談してみます。

教育・支援

教職員からの相談だけでなく、本人や保護者からの相談も受け付けています。

特別支援学校	市町村教育委員会	県立総合教育センター
障がいに関する相談、研修会の講師、発達検査の実施や解釈、支援方法のアドバイスなどを地域の学校や保護者に対して支援します。	個別の指導や支援に関わる具体的な手順や校内体制の整え方など、各中学校で実際に取り組む際に様々なアドバイスを受けることができます。	特別支援教育全般に関する相談を行っています。お会いしての相談、電話での相談があります。実際に学校を訪問して、アドバイスをすることもできます。
問い合わせ：地域の特別支援学校 地域支援担当	問い合わせ：各市町村教育委員会 特別支援教育担当	問い合わせ：0198-27-2473 コスモスダイヤル

医療

診療内容や予約の確認について、事前に問い合わせてください。

県立療育センター	病院(児童精神科, 精神科等)	児童相談所
児童精神科で発達障がいの診療を行っています。特別な支援(福祉サービス)を受けるために必要な診断書や意見書の作成も行っていきます。	発達障がいの診療を行っている病院は限られています。精神疾患を発症した生徒のためのカウンセリングが充実している病院もあり様々です。	障害者手帳の取得に関わる医師や心理判定員による専門的判定を行っています。ひきこもりや心の相談、性行不良な児童の相談等も行っていきます。県内三カ所。
問い合わせ：019-624-5151(代) 新患の場合は予約が必要です。	問い合わせ：県立中央病院小児科, 県立南光病院児童精神科, 国立病院機構花巻病院精神科等	問い合わせ：岩手県福祉総合相談センター, 一関児童相談所, 宮古児童相談所

福祉

発達障がいの方への支援は年々充実しています。気軽に相談してください。

岩手県発達障がい者支援センター	地域生活支援センター	市町村の福祉課, 福祉施設
県立療育センターの相談支援部門事業です。療育相談だけでなく、就労移行支援、地域支援に関する相談など、年齢に関係なく受け付けています。	障害者自立支援法により設けられた相談支援センターで、地域での生活全般の相談や支援を行います。各地域にあり、就労に関する相談も受け付けています。	日中の活動の場として生活介護や自立訓練、住まいの場としてグループホーム(共同生活援助)やケアホーム(共同生活介護)などのサービスを希望する場合は市町村の福祉課や相談支援事業者(福祉施設)等に問い合わせます。
問い合わせ：019-601-2115 沿岸地区での出張センターもあります。要予約	問い合わせ：盛岡広域圏障害者地域生活支援センターMy夢, 他県内9カ所	問い合わせ：各市町村福祉課

就職・その他

就職や職業訓練に関する相談は積極的に。保護者からの相談でもOKです。

ハローワーク(公共職業安定所)	岩手障害者職業センター	少年サポートセンター(警察)
専門の職員・相談員を配置し、ケースワーク方式により、求職申し込みから就職後のアフターケアまで一貫した職業紹介、就業指導等を行っています。その方にあった求人の開拓もしています。	ハローワークと連携して、ジョブコーチ(職場適応援助者)による支援、就職に向けた職業準備訓練、うつ病等による休職者への職場復帰支援、職業相談、職業評価等を行っています。	少年非行や虐待、いじめ等の相談を受け付けています。少年非行の防止や立ち直り支援なども行っています。警察と中学校との連携としてスクールサポーターが県内6教育事務所で活動しています。
問い合わせ：各地域のハローワーク	問い合わせ：019-646-4117(代)	問い合わせ：019-651-7867

中学校・高等学校版

すべての生徒が輝く 指導・支援のすすめ



岩手県立総合教育センター

目次

はじめに ～ すべては光る ～ 1

第1章 教育支援が必要な生徒に対する指導・支援の基本

～ 目指すべきは社会自立と生きる力の育成, 生徒の課題は指導者の課題 ～

1 すべての生徒の社会自立を目指して 2

2 支援の基本的な考え方 4

3 発達障がい基礎知識 6

4 学習指導のポイント 8

5 生徒指導のポイント 10

6 進路指導のポイント 12

7 不登校・精神疾患 14

【資料1】こんな言葉がけや態度はNG! 16

第2章 中学校・高等学校における指導・支援の実際

～ 自校の実態にあった無理のない取り組みが成功のカギ ～

1 自校の実態にあった特別支援教育の推進 18

2 個別の指導計画等の作成と活用 20

3 分かるための学習支援の実際 22

4 校内資源の活用による指導・支援の実際 24

5 系統性を大切に教科指導の実際 26

6 言語活動を重視した教科指導の実際 28

7 進路実現を図る生徒指導と進路指導の実際 30

【資料2】個別の指導計画作成支援ソフト(中学校・高等学校版) Ver.1の紹介 32

【資料3】指導・支援に役立つ図書を紹介 34

主な関係機関連絡先, 関係機関一覧

*** この冊子は, 県教委や各教育事務所等の研修会などでも使用します。紛失しないよう注意してください。**

* 本書では, 法律や診断名等を除いて「障がい」と表記します。

* 本書では, 早期からの一貫した教育相談・支援, 就学指導, 就学後の適切な教育及び必要な教育的支援全体を「教育支援」とします。

すべては光る

～ 一人一人に応じた適切な指導と必要な支援の実現 ～

■作成にあたって

平成19年4月施行の学校教育法により, すべての学校において, 特別支援教育を推進することになりました。しかし, 県内の学校を見渡すと, 必ずしもすべての教職員が特別支援教育に関する知識を有しているとは言えない現状があり, 取組も学校全体のものとはなっていない場合が多いようです。そこで, 各校において特別支援教育に関する理解を深め, 教育支援が必要な生徒に対する教育の実践を進めるための資料として, この冊子を作成いたしました。各校の実態に合わせて, 進めていただけるよう基本的な考え方を中心に解説し, また, 実際の指導場面に役立てることができるよう具体的な事例をコンパクトにまとめました。ぜひお手元に置いて頂き, 有効に活用していただけることを願っています。

【特別支援教育の研修会を実施できない理由】
(H22.7 調査)

- <中学校>
- ①他の研修課題を優先 42.0%
 - ②研修時間が確保できない 19.1%
- <高等学校>
- ①他の研修課題を優先 42.9%
 - ②研修時間が確保できない 20.6%
 - ③専門性のある担当者がいない 19.8%

■すべての生徒は光る

生徒を総合的に理解し, きめ細かな指導と支援を行うのが, 特別支援教育です。今まで行われてきた教育に, 特別支援教育の視点を少し加えることで, 生徒の得意なことや, それぞれが抱えている困難さ, その背景, 指導方針が見えてきます。それは, 障がいがある生徒でも, それ以外の生徒でも同じです。特別支援教育の視点を少し加えると, すべての生徒が光ります。

【すべては光る】

光る 光る すべては光る
光らないものは
ひとつとしてない
みずから 光らないものも
他から 光を受けて 光る

『坂村真民先生の言葉』

■自立と社会参加を見据えて

不登校などで学校に通えなかったり, 高校卒業後にニートや引きこもりなどになったりして, 社会に適切に参加できない青少年が増えています。これらの原因の一つとして, 教育支援を必要としながらも, 適切な指導と必要な支援を受けてこなかったことが考えられます。最近では「大人の発達障がい」というように, 成人してから発達障がいに気が付いたり, それが要因となり, 適応できずに困ったりしているということを見聞きするようになりました。学校教育の目的は, 生徒を自立した社会人として育てることにあります。学校で困らなければよいということではなく, 生徒自身が将来困ることのないように教育支援が必要です。生徒の得意なことや苦手なことを理解し, 自立と社会参加を見据えた今後の将来像を共に描くことができるように指導・支援することが大切であり, その手立ての中心になるのが特別支援教育なのです。

【大人の発達障がい】

発達障がいとは, 18歳までにおこる発達上の障がいのことです。発達障がいは, これまでは「ちょっと変わった生徒, 困った生徒」としてとらえられ, 適切な指導や十分な支援が行われていませんでした。発達障がいという概念が普及した結果, 大人になってから, 発達障がいであったことに気が付き, 支援を求めることが増えています。

特別支援教育を理解すると……

- 基礎学力が向上** 分かりやすい授業や指導により, 学力向上につながる。
- 問題行動が減少** 的確な生徒理解により, 問題行動への適切な対応が可能になる。
- 進路目標の達成** 将来を見通した支援により, 全ての生徒の社会自立が達成される。

今すぐスタート!

1

すべての生徒の社会自立を目指して

～ 指導・支援を行うことで、生徒本来の力を伸ばす ～

【特別支援教育とは】

「特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという観点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。」

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている（平成19年「特別支援教育の推進について（通知）」）と定義されています。

【発達障がいへの支援】

平成17年の「発達障害者支援法」により発達障がい者への支援に関する法制化がなされ、平成19年の「学校教育法」において、すべての学校教育の中で、発達障がいのある子どもたちも含めたすべての児童生徒に対する指導・支援が義務付けられました。

さらに、「学習指導要領」の総則においては、『個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと』とされ、個別の指導計画の作成も含めた、発達障がいに対する特別支援教育の推進が明確に示されました。

【大学でも発達障がいの理解と支援が進んでいる】

大学の数が増えたこと等により、様々な課題を持つ学生が多く在籍するようになりました。

各大学でも発達障がいのある学生を考慮に入れた支援体制の充実に取り組んでいます。

1 教育支援で「すべての生徒の社会自立」を目指す

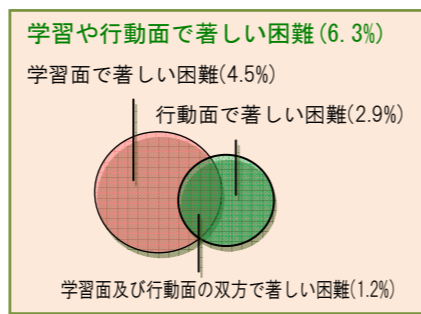
例えば発達障がいの生徒は、これまでの教育の中では「勉強が苦手な生徒」「落ち着きのない生徒」「少し変わったところがある生徒」などととらえられ、その原因を本人の努力不足や家庭のせいとされて、教育上の支援や配慮を受けることがほとんどありませんでした。

その結果、発達障がいの特性のある生徒は、「自分はダメな人間だ」「自分を認めてくれる人はいない」等のように自己肯定感や自尊感情が低下し、社会生活への適応が困難になっていくことも多く見られるようになりました。

教育支援は、生徒に対して、適切な指導や必要な支援を行うことで、生徒本来のもつ能力や生徒の自己肯定感・自尊感情の向上を図り、生徒の生きる力の育成及び社会自立を促すことを目的にしています。

2 教育支援は「すべての学校、すべての教室」で行われる

文部科学省の調査によると学習面や行動面で著しい困難を抱えている子どもは、小・中学校に6.3%在籍している可能性があるという結果がでています。高等学校への進学率が100%に近づいていることを考えると、高等学校にも当然これらの子どもたちが在籍していることとなります。



【通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査】より (平成15年 文部科学省)

「診断名がないから」「高校入試に合格しているから」ということと、教育支援を必要とする生徒がいらないということは別なことです。

「勉強ができる」「教室で静かにしている」だけでは、その生徒の社会自立が可能かどうかは分からないのです。勉強ができて、他人の気持ちを慮ることができない生徒や、他者とのコミュニケーションが困難な生徒では、現在の学校生活も将来の社会生活も適応が困難なことは容易に予想できるはずで。

特別支援教育は、教育支援により、すべての教育の場にいる「困っている生徒」に対して、適切な指導と必要な支援を行うことであるととらえることができます。

3 教育支援が「すべての生徒」を輝かせる

どの生徒にも苦手な課題と得意な課題があります。課題の中には、自分一人の力では達成できないという課題があります。その時、課題の適切さや生徒の特性を考慮せず、達成できないことを「努力不足」「怠け」と切り捨ててしまうことは、教育としてはあってはならないことです。

生徒一人一人に応じて、課題に対して適切かつ必要な配慮や支援を行うことは、ベテランの教師ならずとも、特別に意識せずに行ってきたごく当たり前のことです。

生徒ができないままにしておく、やらないでいることを黙認するという方が、生徒の将来にとってどんなに不利益かは考えるまでもないことです。

生徒が目標に向かって努力し、確実にやり遂げて、力をつけ、自分らしく輝くための戦略、それが教育支援なのです。

【国際生活機能分類 (ICF) とは】

2001年に、世界保健機関総会 (WHO)において採択された「新しい障がい観」。生活機能とは、「人が生きること」の全体を示すもので、「心身機能・身体構造」「活動」「参加」の三者が相互に作用して存在するとしています。

【かつての障がい観】

Disease (疾病・変調)
→ Impairment (機能障がい)
→ Disability (能力障がい)
→ Handicap (社会的不利)
*矢印が一方通行、マイナス面だけを見ている、環境的な因子を配慮していない

【障害者の権利条約】

障がい者の固有の尊厳、個人の自立、差別されないこと、社会参加等を一般原則として規定し、障がい者に保障されるべき人権及び基本的自由について定めた条約。平成18年12月可決。教育についても可能な限り障がいの有無にかかわらず共に学ぶ、インクルーシブ教育を基本とする。(日本は平成19年9月署名)

【特別支援学校や特別支援学級の在り方】

特別支援学校や特別支援学級では、これまで以上に交流・共同学習が推進されていますが、インクルーシブ教育を巡る動向の中で、生徒のニーズに応じた指導・支援の場として、その在り方が検討されています。

- 障がいの有無にかかわらず、全ての生徒が共に学び共に育つ教育が求められている。
- 支援は誰にでも必要なものである。支援を行うことで生徒本来のもっている力を最大限に伸ばす、これは教育の基本である。

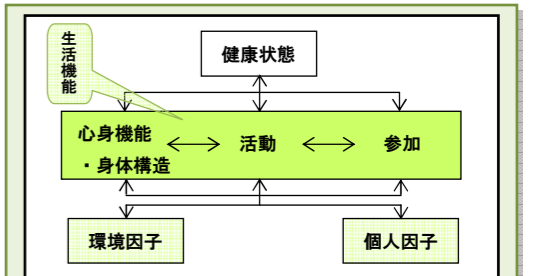
4 WHO 国際生活機能分類 (ICF) と支援の考え方

ICFでは、健康状態と環境因子、個人因子との相互関係により、「心身機能」の不全や「活動」の制限、「参加」の制約等の障がいを引き起こすと見ます。

つまりICFとは、障がいの原因を本人だけのものとせず、様々な要素や環境の相互作用によって引き起こされていると見ることで障がいを中立的・肯定的にとらえ、環境の調整による解決を重視したものです。

ICFでは、障がいを固定的で永続的なものとしてとらえません。障がいは、健康状態や環境によって、誰にでもおこりうることであります。したがって、支援は誰が必要とするものであり、支援は、環境によって、必要な時や場合が変わり、必要な時に必要な分だけ受けるものです。

この考え方は、国連の「障害者の権利条約」にも反映されています。



< ICFモデルから見た支援 >

- ① 支援は誰もが必要なものである
 - ② 支援は特定の場において必要なものである
 - ③ 支援が必要な時と必要でないときがある
- 環境因子：物的、人的、社会意識、制度的な環境等
個人因子：個性、年齢、性別、価値観、生活歴等

5 安心して生活できる学校・学級づくり

生徒一人一人が、学校に求めるニーズはこれまで以上に個別化され、特別なニーズを抱える生徒は確実に増えています。

まず学校は、生徒のキャリア発達を促し、自立と社会参加へと導いていくことを目標にすることが必要です。その土台となるものが、生徒の人権を尊重し、生徒の内在的可能性の開発を日々の教育営為をもって具体的に保証するという教師の理念です。この理念を土台とし、生徒にとって安心して生活できる「学校」や「学級」を作った上でこそ、学習指導、生徒指導、進路指導が効果的なものとなります。

教育支援の基本は、生徒一人一人を見つめ、「分かるように丁寧に教える」ことです。そこには、指導技術や方法論だけではなく、教師としての理念が不可欠なのです。



Q & A

今の業務で精一杯です。特別支援教育までできません。

特別支援教育は、生徒指導や進路指導、教育相談などと同じような教育の一分野です。学校教育法の改正により、今後は教員の資質として、そのねらいや方法を理解し、すべての教員が行うことは、必要不可欠なものです。

かつて教育相談が教育現場に入ってきたとき、同じような質問がありました。現在の教育現場で、教育相談の視点を入れずに学級経営や指導を行うことは難しい状況にあります。

全ての生徒が授業内容を理解できるようにしようとするならば、個に応じた配慮や支援を行うことは当然のこととなります。新しいことをしようとするのではなく、今まで行ってきた指導・支援をさらに充実させようという意識が必要で。

2

支援の基本的な考え方

～ 変えるべきは、教師の見方と意識です。生徒は育てるものです ～

【「目標」があって、指導・支援となる】

指導というのは、ある目標が達成されるために、立場が上の者が方向性を指し示し導くという意味があります。したがって、このようにしようという目標がないところでは「指導」も「支援」も始まらないのです。大切なのは目標です。何を指すか、どこまでやるのかということを確認することで、必要な指導と支援が見えてくるのです。

【「できて当たり前」からの脱却】

中学生や高校生であれば、自分の身の回りのことや、基本的な生活習慣はできて当たり前と思われることが多いようです。しかし、本当に当たり前なのでしょうか。「できて当たり前」と思っている教師は、生徒を褒めることができませぬ。また、子どもの苦勞や努力も理解できませぬ。「大きな成功をしなければ褒めてもらえない」のでは、子どもの意欲も自信もいつかは尽きてしまいます。

【「見守る」ことの大切さ】

「見守る」というのは、ただ見ている（放任）ではありません。自分の力でできるように支援するという事です。目標を見据えて、きちんとした指導の手立てを講じた上で行うものでなければなりません。まず子ども自身の気持ちを大切に。いろいろな角度で考えてみる。時には失敗も許容する。失敗をリソース（資源）に変える、成功に共感する。そして何より子どもが自分で解決できると信じることが大切です。

【自己肯定感】

自己肯定感とは、自分を見つめたときに、自己の身体的な特徴や能力、性格などについて肯定的にとらえる感情です。これは、自分を大切にしようという気持ちにもつながります。つまり、自分に対する自信であり、生きるためのエネルギーとも言えることができます。

1 支援は「本人の願い」があって始まる

一般的に「支援」とは、困っている状態に対して、力を貸して助けるという意味で、本来は、上下関係はなく共感的なものです。支援は助けて欲しいという思いや願いがあって成り立つもので、本人の意思を無視して行うのは支援とは言いません。

支援とは、自分の力だけではどうしてもできない場合に必要なることを共に目標達成していくことです。支援を受ける（行う）ためには、本人の「ここをこのように助けて欲しい」という主体的な願いがなければ、決してうまくいきませぬ。

「こんなに手を尽くして支援してやっているのに全然ダメだ」というのは、本人の気持ちを考慮に入れずに無理にやらせていることにほかなりませぬ。また、「支援をすると甘えがひどくなる」というのは、本人の主体性を尊重せず、必要以上にやっているからであり、本人のせいではありませぬ。

2 「特別な支援」とは生徒に分かる「丁寧な指導」

「特別な支援」とは、課題や問題を抱える生徒が通常の学校生活を送るために、または、進級・卒業・進学・就職するために必要な支援や配慮のことです。「特別な」というのは、他の多くの生徒と比べてという意味です。

一斉指導や今までの方法では、うまく覚えられなかつたり、うまく習得できなかつたりする生徒に対して、その生徒が「分かるように丁寧に教える」ということです。教育の目的が変わるわけはありません。「何が分からないのか、何が分かるのかを明らかにして、つまづいている部分を生徒の理解しやすい方法で教える」作業です。新しいことではないのです。

3 最も大切な支援は「本人の気持ちを支える」こと

子どもには「できるようにになりたい、分かるようにになりたい」という気持ちが必ずあります。しかし、失敗経験を繰り返す、周囲からも認められないでいると「もうできなくていい、分からなくても仕方がない」と思うようになるのです。さらには、周囲からの「そんなことでは、本当に困るよ」「またかあ・・・」などのように、本人の気持ちを落ち込ませるような言葉がけや態度により、自己肯定感をさらに下げたまま生徒もいます。【→p.16『資料1』参照】

中学校・高校段階になるとこのような状態になってしまった生徒が数多く見受けられます。教師側も「やる気がないから」と見捨ててしまいがちです。そして、ますます生徒の自己肯定感の下がり、不適切な行動が見られるようになってしまうのです。

しかし、どんな生徒でも「できるようにになりたい」という気持ちが消えているわけではないのです。自己肯定感の低い生徒は、すぐに諦めてしまいがちです。「きっとできるよ。大丈夫。一緒にやってみよう。」と生徒の「できるようにになりたい」という気持ちを支え、育てることが最も大切な支援なのです。



【支援のレベル】

- 一次支援レベル
一斉指導に自ら参加できるが、さりげない配慮が必要
- 二次支援レベル
一斉指導に参加するためには、教師の個別的なさりげない配慮と支援が必要
- 三次支援レベル
一斉指導に参加するためには、個別の支援が必要である。一斉指導と平行して行う、その子独自となる個別のプログラムが必要

【「個に応じる」とは】

「個に応じる」とは、その子どものレベルに応じることだけでは不十分です。その生徒の「思いや願い」に誠実に応じていくかどうか大切なのです。

【学校は社会のルールと生きるすべを教える】

学校は集団生活（社会）の中で、お互いが楽しく生活していくために必要なルールを学ぶことと、生きるために必要な知識や技能や態度を身につけるための場所です。教科の学習もその大切な手段の一つです。

【学校は失敗が許される場所】

学校は、社会に出るための練習や訓練をする場所でもあります。生きる力の育成には失敗にうまく対応する力も必要です。失敗を恐れずに取り組み、失敗を次に活かして成長できればそれでいいのです。失敗が許されない学校では生き生きと学ぶことができません。

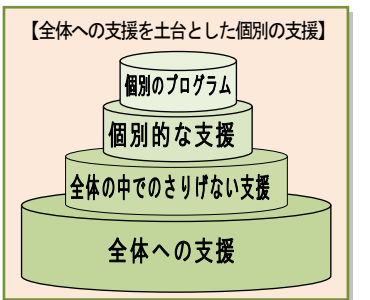
- 生徒が分かるように丁寧に教える。生徒がよい結果を示すためには、教師のよい教え方が必要となる。
- 生徒本人の「思いや願い」を無視した支援は、余計なお世話。生徒のやる気を育て伸ばすことが本当の支援であり、支援の目的である。

4 全体を支援することの大切さ

「特別な支援」と「個別の支援」は必ずしもイコールではありませんが、場合によっては、「個別の支援」が必要になることもあります。

しかし、全体が落ちていない状態の中で、特定の生徒に対してのみ支援を行おうとすると「なぜあの子だけ」「何で自分だけ」と周囲の生徒からも、支援を行おうとした生徒からも理解されないことが多いようです。

まずは、支援を行うための土台づくりが必要であり、その後に個別の支援を考えることが大切なのです。



5 支援を始めるための要件

- (1) 一斉指導・個別支援に対する教師の意識を変える
一斉指導の中でも個別の支援はできます。授業の方法を見直し、工夫しましょう。
- (2) 学校内のすべての子どもたちの支援レベルの把握と共通理解をする
どの生徒がどのような支援を必要としているか把握し、みんなで理解しましょう。
- (3) 校内支援体制の構築と取り組む内容を明確にする
全職員で取り組まなければなりません。誰が何をどのようにするかを明確にします。
- (4) 「特別な支援」を特別にしない学級経営と指導体制をつくる
支援は誰もが必要なことであり、当たり前のことという雰囲気を作ります。

6 学校は生徒のためにある ダメな生徒なんていない

ごく当たり前のことですが、学校は生徒が社会に出るために必要なことを学ぶための場所です。公立の中学校・高校に対して県民が期待しているのは、すべての生徒が明るく元気に通学し、それぞれの夢をかなえてほしいということなのです。

高校は義務教育ではありませんが、公教育の一つとして果たすべき役割があるはずで、学校の目標（進学、就職、部活動、資格取得など）に合わないという一方的な見方で切り捨ててあってはなりません。教育とは子どものもっている力を最大限に引き出し育て、社会の中で有意に活動できる人を育てることです。同じ人間はいません。一人一人違うのが当たり前です。一つの価値観でしか生徒を見ていない学校では、「すべての生徒が輝く」ことは困難です。

Q & A

本校には支援を必要としている生徒はいません。

我が国の最高学府である東京大学には支援を必要とする学生も多数在籍し、親の会まであるそうです。特別な支援が必要かどうかは、学力では判断できないのです。では、「支援を必要とする」か必要としないのかの判断は、どこで見極めればよいのでしょうか？ それは、その生徒が通常の学校生活を継続できるかどうか、卒業できそうかどうか、進路を達成できそうかどうか、社会に出てから困らないかどうか、生徒自身が困っているかどうかのポイントになります。

現代社会は、多様な生き方が認められる社会ではありますが、「人に迷惑をかけたり、嫌な思いをさせたりしない」ことが最低要求められます。「学校では困らない」という基準だけでは、「支援を必要とする生徒はいない」と言い切ることはできません。

3

発達障がいの基礎知識

～ 認知機能の課題等から、困難さを抱えている生徒たち～

【三つの困難さ】

①「遅れ」…同じ年齢の大多数の子どもが当然できることができない

②「偏り」…他の子どもたちにも見られる行動だが、その程度が通常の範囲を超え、個別の支援を必要としている。

③「歪み」…他の子どもには見られない特異な言動が見られる

【行動や困難さの背景を知ること】

発達障がいのある生徒をLD、ADHD、高機能自閉症と診断名で理解することは、教育にとって、生徒の行動や困難さを整理するにすぎません。生徒一人一人の背景を知ることこそが、指導内容や支援方法につながります。

【認知機能の課題から】

発達障がいは、中枢神経系の機能障がいにより、認知機能に課題があることが背景となり、様々な困難さが生じるとされています。

大切なのは、その生徒の困難さにある背景に応じた指導・支援を行い、自己肯定感の低下や二次的障がい等を生じないようにすることです。

中枢神経系の機能障がい

【背景】認知機能の課題

様々な感覚器官を通して入ってくる情報を受けとめ、整理し、関係付け、表出する過程のいずれかが十分に機能しない

学習・対人・行動上の課題

聞く、話す、読む、書く、計算する、推論することといった学習上の困難さや、人とのかわり方、社会における暗黙知などの使用の困難さ

二次的な障がい

- ①自己肯定感の低下
- ②課題のさらなる悪化
- ③社会的不適応

1 発達上の特性を踏まえて指導されなかった子どもたち

発達障がいとは、発達期（概ね18歳まで）に起こり、結果的に困難さとして、遅れ・偏り・歪みを来している状態です。発達障がいの特性は、乳幼児の頃から見られますが、その子を取りまく環境によって、学校生活での困難さの度合いが大きく異なります。

発達障がいの子どもたちのなかには、本人にも周囲にも理解し難い、苦手な部分がある場合があります。その苦手な部分のために、本来学ぶべきときに学べないでしまったことの積み重ねや、誤って学習してしまったことが、今の生活を困難にしているのです。

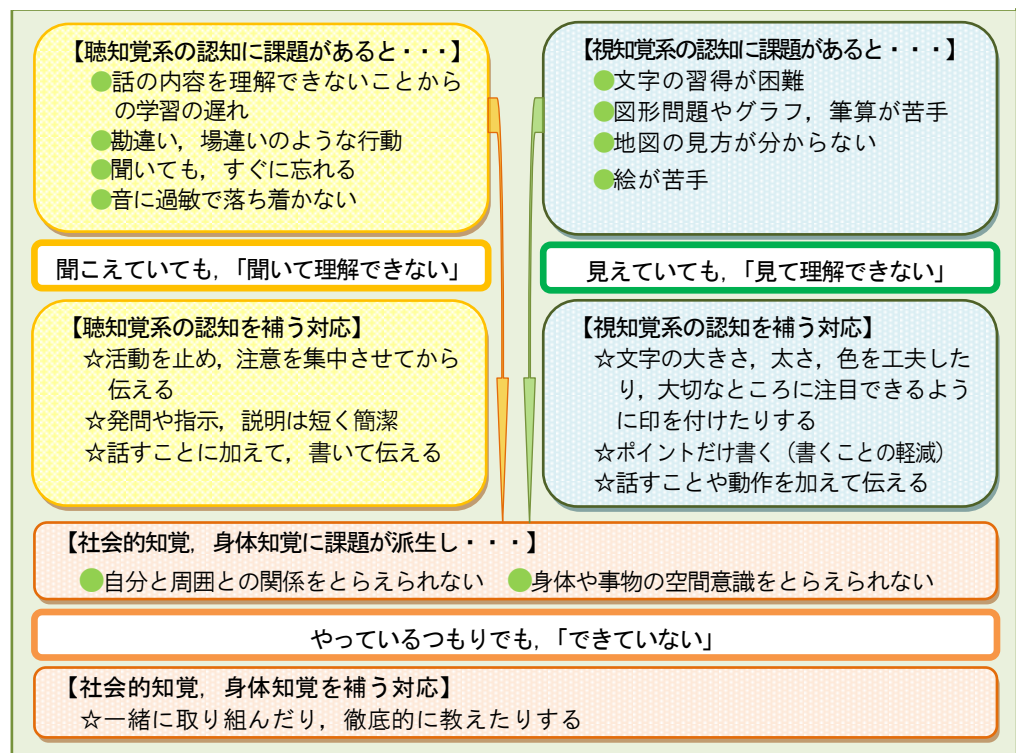
小さい頃は落ち着きがなく人の話を全く聞けなかったり、不器用で新しい事を覚えるのが苦手だったりした生徒も、中学生・高校生になると、体も成長し気持ちのコントロールも以前よりできるようになってきます。できていない状況は、正しいやり方を知らない、あるいは誤って理解しているということに起因しているのかもしれないかもしれません。できないことを一方的に叱責せず、正しい方法や知識を、発達上の特性を踏まえて丁寧に教えてあげることが大切なのです。

2 認知機能の課題から、生徒の困難さに対応を考える

認知機能とは、ものごとを理解したり、記憶したり実行したりするときの脳の働きのことで、認知機能に課題をもつ生徒は、教師の指示を聞き取ったり、実行したりすることが苦手です。

その生徒の認知機能の特性を踏まえた背景を理解することが、適切な指導と必要な支援につながります。認知の特性は、本人にとっては生まれつきのものであるため、自分では気付けない場合が多く、「何で自分は周りの人と同じようにできないのか」と悩んでいる場合もあります。認知の特性を調べるためには発達検査等を行います。日常の観察からも、かなりの部分を推測することができます。

以下の背景（認知機能の課題）を参考に、その生徒の困難さに対応を考えてみましょう。



【周囲からの過干渉】

発達障がいのある生徒は、教師や友達からの過度の指摘を受けることで、自己肯定感を下げがちです。しかも、毎日繰り返される過干渉により、情緒の安定が図られなくなってしまいうこともあります。

生徒が主体的にできる環境を整え、生徒の取組を見守り、できたときに「すごい、まめに、さりげなく」認めるかかわりが必要ですよ。

【LD】

知的発達に遅れはないものの、例えば話すことは得意だが読むことが苦手のように、能力的な偏りが見られます。「できるのにやらない。」とやる気の問題や努力不足と見られてしまうこともあります。

【ADHD】

年齢あるいは発達に不釣り合いな不注意や衝動性、多動性を特徴とする障がいです。例えば自分の気持ちや行動をコントロールしきれずに、不注意な誤りや早合点によるミスをしてしまうことがあります。行動面の修正を求められ続け、自己肯定感が下がることもあります。

【高機能自閉症・アスペルガー症候群】

対人関係やコミュニケーションの問題、こだわりの強さなどがあり、例えば集団活動にあわせたり、臨機応変に対応したりすることの困難さや、他者とのコミュニケーションの苦手が現れます。知的障がいはないため、教科の学習はできて社会生活を送る上で大きな困難さが生じることもあります。

- 学習や生活上のつまづきに対して、単に同じことを繰り返す指導ではなく、苦手な部分や困難さの背景にある認知機能の課題に対応した指導を行う。
- 人の役に立つ経験、見通しをもって取り組む経験を積み重ねることにより、自己肯定感を高め、生徒自らが主体的に取り組むことを何よりも大切にす。

3 努力しても、できないことだってある

(1) 自分では解決できない不安感、恐怖感

「状況が分からない」、「できない」、「終わりが分からない」といったことにより、人は不安を感じ、意欲を減退させていきます。発達障がいのある生徒によっては、私たちが感じているような不安感というよりも、足がすくむような恐怖感なのです。活動自体の取り組みにくさは、情緒的な不安定さにつながるのです。

(2) 見通しをもつことへの、困難さに応じる

生徒が活動への見通しをもつことができるようにするために、指示内容等を文字や図等により視覚的に提示しながら言葉で説明することが必要です。教師の説明は、言葉だけによるものが多くなりがちですが、聴覚的に課題がある生徒にとっては、伝わらないことがあります。仮に伝わったとしても、その説明を忘れてしまうこともあるのですから、視覚的に提示することにより、いつでも思い出したり確認したりすることができるように配慮が必要です。そして、生徒ができるかもしれないという見通しからくる安心感をもつために、生徒の苦しさや困難さに応じた個別的な支援を行います。

生徒が、活動への見通しをもち、できるかもしれないと思うことにより、主体的に活動に取り組めるのです。また、こうした取組の積み重ねにより、生徒自らが活動を計画したり、自らが決定したりする力がついてくるのです。

4 二次的な障がいへの対応と予防が必要

認知機能の課題から生じる生徒の困難さを一次的な障がいとすると、このことを理解されることなく「怠けている」、「さぼっている」、「甘えている」と一方的に見なされ、度重なる叱責を受けたり、指導の手を抜かれたりした結果生じる、自己肯定感の低下、学校不適応、暴力行為、精神疾患等は二次的な障がいになります。

二次的な障がいへの対応と予防のポイントは、以下の通りです。詳しくは、次ページからをご覧ください。

- 学習指導・・・到達段階の把握に基づく指導と評価、高校においては赤点を取らせない!
- 生徒指導・・・ぶれない指導と、納得して取り組むための支援!
- 進路指導・・・自己理解と充実した体験に基づく、将来を見据えたはじめの一步!
- 不登校・精神疾患への指導・・・安全欲求の充足と、学校生活の中心である授業の充実!

Q & A どうしても単なる「怠惰」には見えません・・・

その生徒が怠惰になった理由は、ほとんどの場合、それまでの教育環境にあります。生徒になぜやりたくないのか聞いてみてください。「面倒くさい」の裏側には「やる事や方法が分からない」「どうせできない」「やってできなかったらバカにされる」「自分なんか頑張っても無駄」といった能力的な課題や不安、自尊感情の低さがあります。「怠惰」の生徒を叱りつけても、別な方法（するや逃避等）を身に付けさせるだけです。「怠惰」に見える生徒は、支援が必要な生徒です。どうすればできるようになるのかを生徒と一緒に考え、励まし、少しでもできるようになったら褒めるということを根気よく繰り返して、生徒の「やる気」と「やる力」を育てる必要があります。

4

学習指導のポイント

～「急がば回れ」到達度の確認と基礎・基本の補充で「分かる」授業を！～

【学び方を教える】

教科等の内容を身に付けるためには、生徒に学びの構えがあることが必要です。そのために、学級において、学習規律の指導をすることが必要です。

小学校低学年の教室を思い浮かべると、教室の前方には正しい座り方や書き方の写真が貼ってあったり、教師が「背中がピン、足はピタ」と分かりやすく教えたりしながら、子どもたちが常に意識できるように指導しています。

中学校や高等学校においても、生徒が学習規律を常に意識できるように指導すると共に、チャイムと同時に授業を始めること、教師自身が正しい話し方や立ち居振る舞いをする必要があります。

【学習規律の一例】

- チャイムと共に授業を開始
- しっかりと挨拶をする
- 正しく椅子に座る
- 次の時間の学習準備
- 話す人を見て聞く
- 「～です。」「～ます。」「～だと思えます。」のように、丁寧に話す
- ノートをとる
- 私語をしない
- 机、ロッカーの整頓
- 机上の整頓

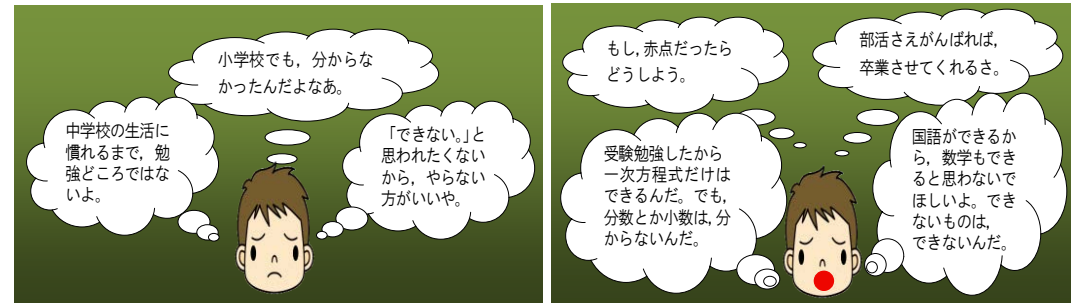
【「学ぶ」は「まねる」】

学ぶことは、まねることです。正しい動作や方法をまねることが、学習の基本です。それは、社会性についても同じことが言えます。学習内容の理解と社会性の理解は、切っても切り離せないものです。学習と社会性の両側面、教師自らが手本となり、生徒を指導・支援していくことが大切です。

【情緒の安定のないところに「学び」はない】

人は不安なときやイライラしているときには、何事にも身が入らず、上の空になってしまいます。生徒の不安を取り除き、落ち着いた気持ちで生活することができるようにすることが必要なのです。

1 授業が分からないと学校はつまらない



中学生の学習に対する思いの例

高校生の学習に対する思いの例

学校生活の大部分は授業です。授業が分からないと感じている生徒は、学校という場所をつまらないものと感じています。部活動等で、自分のもっている力を発揮することができたとしても、それは、学校生活の中心ではない部分の時間にしかすぎません。また、教師が授業における生徒の成長に力を尽くさないということは、教育課程そのものをおろそかにしているということにもつながるのではないのでしょうか。

教師は、教育課程の根幹をなす授業でこそ、生徒のもつ能力を最大限に引き出す責務があります。「勉強はできなくても部活動だけ頑張ればいい」、「一斉指導なのだから理解できない生徒がいても仕方ない」という風潮は、決して認められるものではありません。

2 「やらない」のは「知らない」のかも

学校という集団の場で学ぶためには、身辺自立や基本的な生活習慣といった教科以前の学習も大切にしなければなりません。また、学ぶための構えや学び方が身に付いてこそ、学校という場での学習が可能になり、自ら学ぶことができるようになるのです。

中学生や高校生になると、「椅子に正しく座る」「丁寧に文字を書く」といったことは、今さら教えなくても当然できることとされ、「やらない」のは、本人が「わざとそうしている」のだと思われがちです。しかし、実際にはその力が身に付いていないのかもしれないかもしれません。生徒が「できない」のは「正しいやり方を知らない」だけなのかもしれません。中学校、高等学校の教員はできないことを叱責せず、「正しい知識や方法」を丁寧に個別に教えることが大切なのです。

3 中学校でのポイント ～ 個別の指導で再学習 ～

- 到達度を常に把握して、一斉指導における個別の指導や、特別な時間を設定して個別に指導することを通して、学び残しがないようにする。
- 中学校からスタートする外国語（英語）は、他の教科に比べて到達度の開きが少ないことから、一人一人の学び方に合わせた指導で、特に学ぶ喜びと達成感を大切にします。

4 高校でのポイント ～ 進路目標を中心に据えた学習 ～

- 生徒の得意なことや興味関心を把握し、苦手なことについても生徒と一緒に確認する。その上で、生徒の興味関心や特性に応じた進路目標の設定ができるようにする。
- コーチングの手法を取り入れ、進路目標と学習内容を関連させる。生徒の自己選択・自己決定を大切にしながら、「分かる」授業による指導・支援を徹底する。

【到達度を踏まえる】

これまでの「本時の学習内容をどのように指導すればよいか」という授業づくりから、「本時の学習内容の系統性を踏まえると、○○さんの到達度は、～なので、本時の学習内容を支える～の段階についても取り扱う必要がある」というように、県内小学校で行われている一人一人の到達度を踏まえた授業づくりへと変えていかなければなりません。それが真の学力向上への第一歩です。

【できると分かる】

「できる」ことは、理解つまり「分かる」ということと必ずしもイコールにはなりません。また、ある時期の学習内容だけではしつかりと理解していたり、最近の学習内容ができていたりするため、一見するとそれ以前の学習内容も当然理解していると見過ごされている場合もあります。教科の系統性を踏まえた上で、生徒の到達度を把握することが大切です。

【「評価」は「指導の評価」】

定期考査において、点数が低い生徒がいた場合、「生徒に即した指導が行われなかった」、「生徒に即した指導を行ったとしても、それを測る問題ではなかった」のです。最大限に平常点を加味して進級させたとしても、生徒の成長や学ぶことの喜びには、つながりません。指導と考査問題の改善が何よりも必要なのです。

- 中学校では、基礎・基本を大切に学習を個別的に配慮して行う機会を作り、学び残しがないようにする。学習への苦手意識を強めないようにする。
- 高校では、生徒の進路目標を踏まえた上で、必要な学習を精選する。補習や補充を積極的に行い、原級留置の要件に当たらないように予防的対応をする。

5 授業のユニバーサルデザインですべての生徒に分かる授業

授業のユニバーサルデザインとは、障がいのある生徒も含め、すべての生徒が学びやすくなるための広い意味での教育環境づくりです。

観点	生徒にあわせる	わかりやすくつたえる	生徒をみとめる
授業の構成・教材教具	<ul style="list-style-type: none"> 達成可能な目標やねらいを設定する。 活動内容や課題の難易度を数種類用意し、生徒が選択できるようにする。 授業に複数の活動を取り入れる。 内容が理解できているか確認する。 教科書以外の機器や教材を活用する。 多様な教材を用意する。 	<ul style="list-style-type: none"> 目標やねらいを分かりやすく伝える。 生徒に学習の流れを伝える。 授業で準備しておくことを伝える。 機器や教材の使い方を明確に示す。 様子を把握するため机間支援をする。 解答を導くための手がかりを伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> 伸びる力を目を向ける。 取り組みたいと思う学習場面を作る。 互いのよさを認め合う機会をつくる。 約束事が守られたり、望ましい行動をとれたときには、すぐにほめる。 生徒同士や生徒自身が学習内容の振り返り機会を設定する。
学習形態	<ul style="list-style-type: none"> 生徒の特性を踏まえて役割を決める。 メンバーに留意してグループを決める。 教師間の連携をとる。 到達度や学習のねらいに合わせた学習形態を考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ねらいを分かりやすく伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒同士が互いのよさを認め合う場面を設定する。 肯定的な意味付けでグルーピングする。
指示の出し方・話し方	<ul style="list-style-type: none"> 作業や課題は達成可能な量になるように、小さなまとまりに分ける。 生徒に合わせた指示の出し方や話し方をする。 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な声量で間をとり、ゆっくり話す。 簡潔で分かりやすい言葉遣いで伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒が話そうとしていることを、適切な言葉で表現したり補ったりする。 好奇心、やる気をそそる発問を工夫する。
板書・ノート指導・プリント指導	<ul style="list-style-type: none"> 分かりやすい文字の大きさと書く。 文字を詰めず分かりやすい文字量にする 分かりやすいレイアウトにする。 教師が板書する時間を短くする。 プリントは見やすいレイアウトにする。 ノートをとる時間を十分に確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> 板書の書式を決めて伝える。 ノートをとる箇所をはっきりさせる。 黒板に指示内容を書く。 ノートやプリントに書く内容と書き方を具体的に伝える。 ノートのとり方を指導する。 「〇〇分まで」と終わりの時間を黒板に書いて伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> 必要なことが書けていることをほめる。 少しでも書けていることを認めてほめ、最後まで取り組み続けられるように励ます。

【あ・つ・みプランと子どものつまずき対応表（国立特別支援教育総合研究所、2010を参考）】

6 定期考査に向けて、十分な対策をとる

中学校においては学ぶことへの苦手意識を強めないため、高等学校においては原級留置の要件に当たらないよう、補習・補充指導を十分に行うことが必要です。

定期考査に向けては、考査範囲、学習方法・計画等を生徒自身が理解し、実行していかなければなりません。これらのことが理解・実行できないために、学習の内容理解や習熟が図られなく、定期考査の成績が伸びない生徒もいます。

教師は、授業における学習指導に加えて、考査範囲、学習方法・計画についても明確に示し、それらについて生徒が理解し家庭学習として実行できているか評価することを行っていくことも必要です。その結果によっては、補習指導を強化することも考えられます。

Q & A 支援が必要な生徒ほど、家庭学習を怠けています。

生徒が、家庭学習をやってこない要因は、本当に怠けや甘えだけなのでしょうか。「何をすればよいか分からない」、「宿題が難しすぎたり、時間がかかりすぎたりする」、「宿題をしても授業やテストにあまり役に立たない」などの一次的要因が、怠けや甘えといった二次的要因を引き起こしているのではないのでしょうか。あるいは、これまでの育ちの中で、そういった気持ちが構築されてはいないのでしょうか。家庭学習においても、生徒に応じた課題や取組方法を検討していくことが大切です。生徒が授業で学んだ内容や次時に役立つ内容について、生徒の到達度や課題に要する時間などを踏まえ、本当の意味で生徒に適した課題として与えることが大切です。

5

生徒指導のポイント

～ 生徒と教師の安心につながる、指導基準の明確化と共有化 ～

- 中学校における発達障がいのある生徒への対応は、二次的な障がいを防ぐことを第一とし、生徒の自己肯定感を向上させるかかわりを心がける。
- 高等学校における発達障がいのある生徒への対応は、社会に出てから困らないように、公平でぶれのない毅然とした指導を心がける。

【生徒指導のねらいは「個別の発達援助」】
生徒指導とは、「一人ひとりの生徒の個性の伸長を図りながら、同時に社会的な資質や能力・態度を育成し、さらに将来において社会的に自己実現できるような資質・態度を形成していくための指導・援助」である(1988、文部省)。
一人一人の社会自立や自己実現に向けた援助が生徒指導なのです。

【ルールは安心した生活のためにある】
ルールは、生徒を縛りつけるためにあるのではなく、生徒全員が安心して学校生活を送り、自らの能力を高めていくためにあります。ルールが何のためにあるのか、それを生徒が理解することが必要です。

【頼れる存在がいるから失敗を恐れない】
生徒が問題行動から立ち直るためには本気になって叱ってくれる大人の存在が必要です。
本気で叱ってくれる人がいないと、ますます生徒は自暴自棄になり行動が悪化していきます。
生徒が失敗することは当たり前です。心から叱ってくれる頼りになる存在がいるから、失敗を乗り越えて、失敗から学ぶことができるのです。

【二次的な障がいとは】
頑張っても認められない環境に長く置かれていると自己肯定感が下がり、二次的な障がいが見られるようになります。二次的な障がいは不適切な周囲の関わり方(環境)が原因であることから、環境の調整が必要です。
<二次的な障がいの例>
反抗、挑発、暴力、自傷、不登校、ひきこもり、拒食、過食、脅迫行為、非行、不安、抑鬱、対人恐怖、自殺念慮、被害妄想、不定愁訴、腹痛、頭痛、嘔吐、チック、肥満など

1 生徒指導は全職員が同じ視点、同じ方法で行う

(1) 指導基準の明確化と周知

入学説明会やPTA入会式、新入生オリエンテーション、全校集会等を通して、生徒や保護者に、自校の指導基準を知らせる機会を複数回設定します。指導基準は文書で作成し、服装や髪型については図入りで明確に示します。また、ルールに従わなかった場合の指導内容についても明記します。学校のある地域の自治体にも知らせると協力を得ることができます。

発達障がいのある生徒の中には、小さい頃から強い叱責を受ける中で、自尊感情を守るために、あえてルールやマナーを守ろうとしない場合があります。また、能力的な問題から、ルールの意味を理解できなかつたり、ネクタイを結べなかつたりすることもあります。見かけだけで判断することなく、生徒一人一人の背景も考慮しながら、ルールを身に付けさせていきます。

(2) 指導方針に基づくぶれのない粘り強い指導

教師によって指導方針が違ったり、その時々で指導されたり指導されなかつたりというぶれがあると、学校への不信感が高まります。全職員で共通した指導を心がけることが必要です。

発達障がいの診断を受けている生徒であっても、学校の規則やルールを特別化する必要はありません。ただし、能力的にできない、できづらいことに対しては配慮することが大切です。「全体には厳しく、個には優しく」も生徒指導を成功させる大切なポイントです。

2 早期対応と未然防止 ～重大な失敗から生徒を守る～

服装の乱れや遅刻、授業中の私語など日常的な課題をそのままにしていると、問題が拡大したり、重大化したりします。生徒のよくない行動はその都度、指摘し、ルールとして定着させていくことが必要です。「これくらいいいだろう」「見つからなければ大丈夫」「謝ればいい」と生徒が思うようになると、行動がエスカレートし、最終的には犯罪行為にまで至ってしまうことすらあります。

小さな問題を見逃さず、社会に必要なルールを根気よく教えていくことは、生徒に自分の身を守るための方法を教えることであり、重大な失敗から生徒を守ることになるのです。

3 中学校でのポイント ～自己肯定感を下げない指導～

中学校における生徒指導上の諸課題への対応には、中学生期の生徒の特徴や思春期理解を基本とし、生徒個々に対するきめ細やかな指導と集団の規範意識の向上という「個の育成」と「集団の育成」の観点を踏まえた取組が必要です。発達障がいのある生徒に対しても、個の力をつけるということと、集団の中で適切な行動ができるということを一体化して教えていく必要があります。

思春期は自他の違いを意識し、劣等感を感じやすい時期でもあります。劣等感是自己肯定感や自尊感情の低下につながり、二次的な障がいを発生させる要因でもあります。生徒一人一人の「できる力」を育てることと、「認め合い、育ち合う」集団作りがポイントです。

4 高校でのポイント ～社会自立という観点を大切に～

高等学校における生徒指導上の課題への対応には、高校生の社会自立という観点で、生徒指導そのものを広く社会的な視野から、「生きる力」をどう育むかという指導としてとらえ直すことが必要です。それは、社会的なルールやマナーの尊重の上に、自己選択と自己責任による生き方を求めることであり、社会の絶えざる変化に前向きに主体的に対応できるキャパシティを育てることです。

こうした視点を踏まえて、高等学校においては特に次の三点に取り組むことが求められます。

- 教職員の共通理解・共通した実践の深化と生徒指導体制の充実
- 法令等に関する指導と規範意識の向上
- 懲戒処分の適切な運用

【服装や髪型の基準は職員間の認識の差が大きい】

国立教育政策研究所生徒指導研究センターの報告書(2006)によると、高校の教職員の共通理解が不十分であると思われる項目の調査では「服装(約62%)」「茶髪・ピアス・化粧(約54%)から「生徒間暴力(約2%)」、「飲酒・喫煙(約2%)」までの格差が見られました。

この調査から、法的根拠が明らかな問題行動は共通理解が図りやすいがそうでないものは職員によって認識が異なることが考えられます。一つ一つの項目の再確認と共通理解が必要です。

【高校における謹慎の扱いについて】

自宅謹慎、学校内謹慎等の懲戒については、解除の基準が明らかでない無期限の自宅謹慎が事前に十分な説明がなされないまま行われる等、社会通念上妥当性の欠くものであってはならず、生徒個々の状況に十分留意してあくまでも法令に基づき行われるべきです。

また、家庭の監督・保護能力が十分でない場合には自宅謹慎は功を奏しません。

謹慎は可能であれば学校内謹慎を基本とし、生徒に十分に手をかける機会とすること、学習指導も十分にを行い、進級や進路の際に必要な不利にならないように配慮することが大切です。

5 問題行動のレベル等に応じた指導体制

生徒指導上の問題対応では、問題行動のレベルに応じながら指導体制を考えます。問題行動に直面したとき、担任や教科担当者が指導するレベルなのか、管理職に報告し対応を協議すべきレベルなのかを適切に判断する必要があります。

右表は問題行動のレベルと指導段階の例を表したものです。学級担任が問題を抱え込んでしまい、対応が遅れることにより、重大な状況を招くこと等がないよう、普段から「報告・連絡・相談」を密にすることが大切です。

	教員指導段階 (軽微)	管理職対応段階 (中微)	外部機関支援段階 (重大)
指導への態度	素直に従う	時々無視・反発	常に強く反発
発生の頻度	まれに発生	時々発生	日常的に発生
授業中の問題行動	忘れ物 私語 居眠り等	立ち歩き、奇声、マンガ、トランプ、携帯電話の使用、授業妨害	授業中の他教室への出入り、エスケープ、非常ベルのいたずら等の教室外での遊戯行為
服装・髪型	スカート丈、シャツ出し等の服装違反	装身具、化粧等の校則違反	金髪、制服の著しい改造、極端な異装
器物破損	机の落書き、掲示物へのいたずら等	壁、電気スイッチ、公共の教材・教具、ガラス等の損壊行為	消化器の噴出、放火等の学校秩序破壊行為
喫煙	(家庭内での隠れての喫煙)※場合による	トイレ等、校内での隠れての喫煙	登下校中での公道、教室など人目につく場所での公然とした喫煙
暴力	ふざけなどの悪意のない暴力	いじめに伴う軽度(治療には至らない)の暴力	いじめによる重度治療を必要とする暴力、対教師暴力
家庭・地域での問題行動	ゲームセンター、カラオケ等でのたむろ	万引き、夜間徘徊、喫煙等の触法行為	たまり場宿泊、飲酒、性的遊戯、無免許運転、暴走行為等の生活破壊的行為

6 生徒指導を支える授業と学級経営

授業と生徒指導は密接に関係しています。学校全体が落ち着かないと学級も落ち着かず、授業にも身が入りません。また、授業が充実していなかったり、授業中のルールが確立してなかったりすると、生活全般が乱れてしまいます。学校で最も大切な時間は授業の時間です。また、生徒が一番長く過ごす学級(クラス)の雰囲気も大切です。生徒指導を機能させるには、授業と学級を十分に機能させることが基本となります。

7 懲戒に至らないための最大限の努力を

高等学校では、学校長の判断で退学処分及び停学処分などを行うことが認められています。しかし、懲戒に至らないように最大限の努力をすることが、何よりも大切です。やむなく懲戒となる場合でも、決して罰を与えるだけではなく、指導の機会としてとらえて指導を行ったり、授業に出られないことによる不利益を最小限にしたりするような配慮をすることなどが必要です。

Q & A 何を言っても反抗するばかりで指導できません。

発達障がいのある生徒の中には、反抗挑戦性障がい(すぐにカッとなる、意地悪で執念深い、残虐、自己正当化など)や行為障がい(犯罪行為、反社会的行為を繰り返す)と呼ばれる精神障がいが付随して起こる場合があります。校内で何度も指導しても成果が上がらない、重大な問題行動を繰り返すなどの場合には、警察や精神科などと連携して支援にあたる必要があります。校内のみの指導では限界があることを知り、社会的自立に目を向けた連携を図り、継続した支援を行えるように前向きに取り組むことが大切です。これらの生徒への対応は、徒労感等、精神的な負担が大きく、家族や担当教師の精神的なケアも考える必要があります。外部機関へ早めに相談して下さい。

6

進路指導のポイント

～ 3年生になってからあわてない！ 見通しをもった指導・支援 ～

【高校選びの方法】

高校には様々な形態があります。生徒の特色に合わせて選択することが必要です。障がいや理由で受験を断られたり、合否判定で不利になったりすることはありません。各高校の実態を知ることができ、積極的に見学・相談して下さい。

＜学科をどう選ぶか＞

普通科は普通教科を中心に学びます。基本的にはクラス単位で学習します。着席していることや勉強・指合感がない生徒が多いです。専門科目は実技や実習が多く、学科単位で学びます。クラス替えがない学校が多いのも特徴です。部活動にも積極的に、就職を目指していることから、ルールに厳しい場合が多いです。将来の夢がはっきりとしていて明るく元気な生徒が多いです。総合学科は普通科と職業学科を合わせたような学科です。1年次では普通科とほぼ同じような学習をしますが、2年次からは自分の進路や興味に合わせて科目を選択できます。自分のことは自分で管理でき、前向きで希望に満ちている生徒が多いです。

＜定時制・通信制＞

たくさん人がいるところは苦手、自分のペースで学習したいという生徒には定時制や通信制の高校を検討することも考えられます。定時制や通信制の高校の方が、発達障がいのある生徒の割合が多いと言われています。また、私立の通信制高校や広域通信制高校の中には、学習内容が豊富だったり、単位認定にもさまざまな配慮（パソコンやFAXでのレポートを認める、行事の参加で特別活動の単位とする等）があったりと、発達障がいのある生徒や不登校傾向の生徒にも無理のないカリキュラムが可能である場合もあります。学費については、国からの支援金により、学校によっては県立高校の諸経費とほぼ同等の金額で学べることもあります。

また、私立の通信制高校や広域通信制高校の中には、学習内容が豊富だったり、単位認定にもさまざまな配慮（パソコンやFAXでのレポートを認める、行事の参加で特別活動の単位とする等）があったりと、発達障がいのある生徒や不登校傾向の生徒にも無理のないカリキュラムが可能である場合もあります。学費については、国からの支援金により、学校によっては県立高校の諸経費とほぼ同等の金額で学べることもあります。

＜特別支援学校高等部＞

障がい者雇用、障がい者年金、福祉支援制度等を活用した将来設計を考える生徒の場合は、特別支援学校の高等部を考える必要があります。受験には事前の相談が必須になっているので、早めに取りかかることが必要です。

1 「自己理解」と「自己表現」が適切な進路指導のカギ

「得意なことは何ですか」「あなたの長所は何ですか」と質問されて答えることができない生徒は、少なくありません。これは、自己理解と自己表現の機会が乏しいためと考えられます。

自己理解には、自分の能力と性格を把握することが必要です。学習に関わること（英語が得意・苦手など）は、定期考査等の結果から容易に把握することができますが、人と仲よくできる、計画通り実行できる、前向き、などの生活のスキルは自分では気付かないことが多いようです。社会生活のスキルとコミュニケーションスキルは、社会生活を送る上で大切です。自分のことは自分でできているか？他の人と上手くやれるか？などを確認することが自己理解のカギとなります。

次に必要なのが、自己表現です。自己表現のポイントは、選択と決定です。自己理解のない（自分はどのような人間で何が向いているのか、何をしたいのかわからない）ところでは、正しい選択と決定はできないはずで、できるだけ早い時期から、正しい自己理解に導いていくことが正しい自己表現（選択と決定）につながっていきます。

2 「自己選択」と「自己決定」が生徒の自立のカギ

発達障がいの特性のある子どもをもつ親や教師は、子どもが自分の進路に無関心なように見えたり、逆にあまりに現実的でない進路を希望したりすることから、「お前にはこれがいい。これしかない。」と子どもの進路を勝手に決めてしまうことが見られます。このことは、子どもを「自分のことを自分で決められない、失敗すれば他人のせいにする人間」にしてしまうことにつながります。

「自立して地域の中で暮らして働く人」になるという視点を、親も教師もまた、本人もしっかりともち、「自己選択」と「自己決定」の機会を設定することが大切です。小学校からの発達段階に合わせたキャリア教育として、段階的、発展的に積み上げていくことが必要です。

3 中学校でのポイント ～ 出口指導はダメ！夢は叶えるもの～

現在の高校入試制度や県内の高校の設置状況から考えると、成績により入れる高校が決まります。しかし、「成績が悪いから〇〇高しか行けない」という伝え方は、決してあってはなりません。

どの高校に進んでも、本人のやる気さえあれば進学も就職も可能性が広がります。「ここにしか行けない」ではなく、その子どもの特性に合わせて、「この高校でじっくりと自分の力を伸ばせば、将来の夢も達成できる」と指導することが大切です。夢の叶え方はいろいろです。可能性を狭めるだけの指導は、進路指導ではありません。

4 高校でのポイント ～ 一人で生活できるかどうか～

社会生活の出口である高校においては、卒業後に困らない、社会の中で自立して生活できる生徒を育てることが最も大切です。勉強さえできればいい、部活動で優勝できればそれでいい、という今しか見ていない指導では、将来、大きなひずみとなって生徒を苦しめることとなります。

社会のルールやマナーや、自分で考えて行動できる力が身に付いているかどうか、チェックします。一人で生活できそうにないと思うのであれば、その生徒は支援が必要な生徒です。放っておかずに家庭と連絡をとり、卒業後の生活支援についての手立てを考える必要があります。

【高校卒業後の進路】

＜進路の種類は早めに行う＞

最終的には自己選択、自己決定が大切ですが、発達障がいのある生徒は、自分で先々の見通しを立て、決断することが苦手な場合があります。「もう高校生だから、任せておいて大丈夫だろう」とは、進路選択の選別、受験勉強の準備などが後手になる場合があります。大人が選別を整え、生徒の決断を援助することも必要です。

＜進学の場合＞

その生徒の学力に見合った学校を選択することはもちろん必要ですが、その生徒の特色に合った学校かどうかを見極めることも大切です。

学校見学、相談会には保護者または教員が付き添い、生徒と一緒にやっていけそうかどうか考えます。進学先の学生支援等と入学前から相談しておくことも必要です。一人暮らしをする場合は生活支援についても検討します。

＜就職の場合＞

最も大切なのは、その生徒に合った仕事を選択することです。適職、ジョブマッチングを考えたときのキーワードは3つ。「自分でできること」「自分がしたいこと」「それを生かすチャンスがあるか」です。自分に合わない仕事を選んでしまうと必然的に失敗が増えます。学校では大きな問題がなかった場合でも、社会に出たときに自信を失い、ひきこもりや精神疾患になってしまう発達障がいのある人はかなり多いです。

企業見学、インターンシップ等を必ず行い、本人の特性を理解してもらうことが必要です。学校から企業へ本人の特性を伝えるときには、「基本的には普通の生徒と変わりませんが、ちょっとこういう傾向がある生徒なので、そういうときには、こうするといいたいです」とはっきり伝えます。

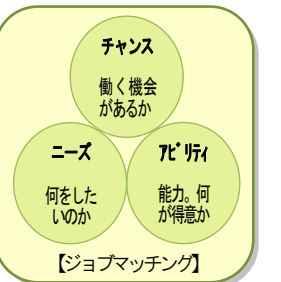
- 中学校では、生徒の夢や希望を育て大切にしている指導・支援を心がける。高校選択は、幅広く可能性を考え、本人の特性とのマッチングを大切にします。
- 高校では、本人の自己理解を促し、自分に合った進路を自分で選択できるように支援する。本人任せにせず、早めの相談等により、見通しをもたせる。

5 体験・経験で適性をつかむ ～インターンシップ～

インターンシップは、県内のほぼ全ての中学校で実施されています。また、県立高等学校でも平成23年度から全ての学校で基本的には取り組むことが示されています。

高校卒業時の希望が進学だとしても、全ての生徒は将来必ず職業に就き、地域の一員としての責務を果たすことが求められます。特に発達障がいのある生徒に対しては、仕事の適性（ジョブマッチング）を早めに検討し、自分に合った職業を考えられるようにすることが必要です。

また、将来は地域の中で暮らしていくためには、在学中からどんな地域資源（地域にある企業、地域の支援体制など）が活用できるかを把握しておくことも必要です。



6 ソーシャルスキルは学校生活全体で意図的に指導する

ルールやマナーといった社会的な行動は、大人による見本や周囲の人の行動を見たり、失敗して怒られたりするなかで自然に身に付ける部分が多いのですが、発達障がいのある生徒の中には、自然に学べない（周囲の様子を見て自分の行動を直すことができない）生徒もいます。

「当然分かっているはず」ではなく、一つ一つ説明しながら、その都度教えていくことが必要です。「きちんと・ちゃんと・しっかりと」という言葉は使わず、具体的に指示します。できているときは「それでいい」と認め、できていないときは「ここをこのようにしなさい」と、どうすればよいかを具体的に教えることが、発達障がいのある生徒に正しい行動を身に付けさせるために必要です。

領域	内容
挨拶	その場にふさわしい挨拶が自分の判断でできる
質問報告	必要に応じて確認や質問、報告を行うことができる
服装	適切な服装や身だしなみができる
意欲態度	決められた時間集中して作業を行うことができる
ルールマナー	他の人に迷惑をかけたり不快な思いをさせたりしない

【就職に必要なソーシャルスキル例】

7 問題の先送りはしない ～ 様子を見ましようは無責任～

入れる学校があるからといって、「とりあえず入れて様子を見ましよう」と生徒の困難さや問題を先送りすることは、「もっと状態が悪くなるまで待ちましよう」と同じ事です。一度傷ついた心の傷を治すことは非常に時間がかかります。生徒とその家族の幸せのためには、今やらなければならぬことがきっとあるはずで、学校だけで判断できないのであれば、積極的に他機関に相談するというのも必要です。学校だけで解決しなければならないと思わないことです。

Q & A 保護者が納得せず、進路の話が進みません。

一番大切なことは、生徒本人の気持ちです。生徒の希望がはっきりとしていて、特性や適性から見て妥当であると判断できるのであれば、本人の気持ちを大切にしよう、保護者に働きかけるのがよいと思います。ただし家庭の事情（経済的理由）からどうしても難しいということもあります。保護者がどの部分を不安に思っているのかをよく聞き取り、保護者の不安にも応えていくことが大切です。

特別支援学校への進学を勧めたい、障がい者雇用枠での就職も検討してほしいというような、本人や保護者の障がいの受容に関するこの場合は、急には難しい場合がほとんどです。段階を踏んで誠実に焦らずにすすめます。（→p.31の4 参照）

7

不登校・精神疾患

～ 原因は複雑。支援者全員で最善を尽くす。焦らない・諦めない。～

「不登校予防体制の確立を」

こんな生徒はいませんか？

- ・欠席の連絡がないのに学校に来ない(1日でも)
- ・同じ曜日に遅刻・早退することが1カ月に2回ある。
- ・持病がないのに月に2日休んだ。
- ・病院に行かず2日連続休んだ。
- ・頭痛や腹痛で保健室を月2回以上利用した。
- ・いつも明るい生徒なのに、ため息をついたりぼんやりしたりしている。
- ・友だちから少し距離をおいている。
- ・成績が下降傾向にある。

予防体制の確立を！

- 担任は、欠席・遅刻・早退は保護者に必ず連絡。その日のうちに理由を確認。叱らず励まし、心配していることを伝える。
- 欠席・遅刻・早退は重大なこととしてとらえる雰囲気を作る。
- 学年長、副校長にすぐに連絡し、連携・支援体制をつくる。

「いじめの予防と対応」

「いじめ」という言葉からイメージすることは、生徒一人一人異なるかもしれないし、教師自身でさえも異なるのかもしれない。学校全体で、「いじめ」とは何か、いじめは絶対に許さないこと、厳しく出校停止・謹慎等に対応することを周知・徹底しなければなりません。また、自殺防止は学校としての最重要の責務です。取組に十分すぎるということは、ありません。

「保健室・別室での指導を高校に引き継ぐ」

中学校の場合、高校入試の不利益になるかもしれないということから、保健室・別室での指導を高校に伝えたいことが多くあるようです。高校生活の充実のため、合格発表後には、確実に引き継ぐことが必要です。

1 100人に2人以上～生徒の特性理解とチーム支援～

岩手県における小・中学校の不登校児童生徒の割合は、年々減少傾向にあります。また、高等学校の不登校と中途退学者の割合の合計も減少傾向にあります。ただし、中学校、高等学校の現状を見てみると、100人に2人以上の割合で、不登校あるいは中途退学(高等学校)となっています。この中の生徒には、発達障がい等の二次的な障がいとして現れている可能性もあります。決して、担任一人で対応するのではなく、教師集団や家族等が、発達障がい等の基本的な知識・理解をもとに生徒の特性を把握し、関係機関と連携しながら支援することが必要です。

【岩手県内における不登校と高等学校中途退学者の現状(平成21年度児童生徒の問題高等等生指導上の諸問題に関する調査)】

	不登校			中途退学
	小学校	中学校	高等学校	高等学校
平成19年度	169人(0.23%)	1024人(2.51%)	472人(1.37%)	503人(1.46%)
平成20年度	146人(0.20%)	998人(2.51%)	485人(1.44%)	436人(1.29%)
平成21年度	137人(0.19%)	847人(2.19%)	507人(1.54%)	386人(1.17%)

2 予防と早期発見・対応が大切～積極的な取組の必要性～

多くの場合、不登校になると、教室復帰には膨大な時間と支援が必要になります。不登校は、①何らかの困難や不適応状況に対し、②自力では対処できず、③周囲の適切なサポートが得られないときに起こります。教師は「まずは様子を見よう」、「登校刺激は控えよう」といった行動に安んじているのではなく、積極的に不登校の予防と早期発見・対応に努めなければなりません。

そのために、「相談しやすい雰囲気づくり」、「欠席・遅刻・早退の理由確認」、「生徒の思いを聞いたり教師の心配している気持ちを伝えたりすること」、「生徒自身の進路実現のために学校は休まないで頑張ることの大切さを伝えること」などを実行することが大切です。また、「相談はいつでも乗るが、授業を優先する」、「授業に出られないくらい体調が悪いのであれば、例外なく保護者に伝える」、ただし、「虐待・いじめには、緊急に対応する」などのルールを示すことも大切です。

3 中学校でのポイント～地域で連携し、本人と保護者を支える～

中学校は思春期と重なり、生徒自身も自分をコントロールできなかつたり保護者もうまく対応できなかつたりして、お互いにストレスがたまる時期です。また、両親の離婚や不和に悩む生徒も少なくありません。本人や保護者を心から受け入れる、あたたかな雰囲気の学級や担任の存在が大切です。また、身近な地域の教育・福祉機関、支援団体といった地域資源を活用し、不登校の予防と、不登校になった生徒・保護者を支えていきましょう。

4 高校でのポイント～将来を見据え、関係機関と積極的に連携～

高校で不登校状態にある生徒は、中学校からの不登校状態が継続・断続的に続いている場合があります。自己肯定感を高めること、他者とのかかわりを広げることのもちろんのこと、将来の目標を見据え、広域性通信制高校への転学、サポート校の利用、高卒程度認定試験の活用、引きこもりサポートなどと積極的に連携したり、就労・進学に向けた道筋を生徒や保護者に示したりすることも大切です。その上で、生徒自らが自己選択・自己決定できるようにしていくことが大切です。

「勉強や社会と切り離さない指導・支援」

不登校になるということは、授業を受けることができないことによる学習上の不利益、社会生活上の不利益が生じるということです。

登校を無理強いしないことは、良好な予後につながることも多いことから、大切にしなければなりません。かかわらない方がよいというものではありません。本人の辛さや思いを受けとめ、本人が可能な空間や人などの環境を調整しながら、学習上・社会生活上の不利益を最低限なものにする積極的な取組が必要です。

「別室登校の生徒の単位認定について」

多くの高等学校では、各学校で設定している、教務内規によって、出席、単位修得、進級等の認定など、具体的な基準が定められています。

ただし、不登校や精神疾患の状態にある個々の生徒の事情や本人に対する教育的効果を配慮し、教務内規の弾力的な運用が必要な場合もあります。学校の体制や対象生徒の状況によって異なるため、別室登校の単位認定について一概に示すことは難しいものではありません。

教科等の担当者の指導が可能か、管理下における授業として認めるかどうか、教師集団の共通理解と校長の判断によります。科目の評価は、教師の指導と生徒の学習評価です。そして、学習態度、提出物、考査、追認課題等をもって総合的に行うものです。

- 中学校では、あたたかな雰囲気の学級と担任が最も大切。地域資源も活用しながら保護者と本人を支える。
- 高校では、自己肯定感を高めたり他者とのかかわりを広げたりするとともに、進学・就労を見据えた、より具体的な情報提供と取組が大切。

5 不登校への対応に当たって～五つの視点～

- ① 進路形成に資する学習支援や情報提供。
- ② 家庭、地域、福祉・教育機関等との積極的な連携・協力による、実態把握と適切な支援と多様な学習の場の提供。
- ③ 学校教育の充実のための取組と学校生活に起因する問題の解消。
- ④ 状況に応じた、積極的な働きかけやかかわり。
- ⑤ 保護者と意見交換できる雰囲気づくりや、保護者を支えるネットワーク等の利用。

6 思春期の主な精神疾患と対応

診断名	状態
統合失調症	症状は多彩。陽性症状(幻覚、妄想、激しい興奮、奇異な行動、支離滅裂な会話等)、陰性症状(引きこもり、意欲・注意力の低下、感情の平板化、志向の貧困)に分けることができる。
不安障害 適応障害	落ち着きのなさやイライラ感や不安感、集中困難、強迫行為、強迫観念、パニックなどの精神症状や、疲れやすさ、不眠、頭痛、動悸、呼吸困難などの身体症状がある。ストレスに対する過剰反応と考える場合には、適応障害と診断されることもある。
気分障害(うつ病等)	気分の低下や著しい高揚。気分の低下と高揚を繰り返す場合もある。
身体表現性障害(心身症) 解離性・転換性障害	身体表現性障害とは、身体的な疾患はない、あるいは異常があっても、現れている症状の内容や程度等がそれによるものだと説明しにくい状態。様々な身体症状がある。解離性障害とは、意識や人格の統合が一時的に失われる状態。激しい物忘れや、多重人格などがある。転換性障害とは、身体的な問題がないにもかかわらず、運動機能や感覚機能の障害が引き起こされている状態。感覚の過敏や鈍麻、視覚・聴覚障害、歩けない、声が出ないなどがある。
反抗挑戦性障害 行為障害	反抗挑戦性障害とは、攻撃的な行動はとらないが、大人の要求や規則に従わずに腹を立てたり他人を怒らせたりする行動が6カ月以上続いている状態。行為障害とは、反社会的、攻撃的、反抗的な行動が繰り返され、6～12カ月続いている状態。
人格障害	境界型(感情の起伏が激しく衝動的な行動)や、自分を優れていると思う自己愛性、極端に自信がなく逃げる回避性、他者に頼る依存性、犯罪的な行為を繰り返す反社会性などがある。
摂食障害	食べない、過食、吐くなどの食行動に異常が見られる状態。死亡率は約10%という報告もある。

精神疾患への主な対応

- ◆過干渉でも、無関心でもなく、本人と本人の成長を信頼して見守り、状況に応じて積極的な働きかけやかかわりをもつ。
- ◆学習や生活において、存分に活動できる場面や人の役に立つ場面を設定する。
- ◆不安要因を探り、生徒の辛さを思いやりながら、不安要因の除去や改善などの環境調整を図ったり折り合う方法を見付けたりする。
- ◆自傷行為については「そういう姿を見ると、私は悲しい」、「もう二度としないでほしい」とI(アイ)メッセージで伝える。
- ◆言葉にして表現できるように、聞く姿勢と待つ姿勢を大切にす。
- ◆言葉以外でのやりとりの楽しさも大切にす。
- ◆望ましい行動や話し方について指導する。
- ◆気分の落ち込みが激しいときには、休養も必要。

Q & A

別室登校の生徒の進路は、どう考えればよいのですか？(中学校の先生から)

高校を卒業するためには、出席日数と単位認定が必要であり、入学はしたものの卒業できない場合が少なくないのです。高等学校において、授業に出ないことは、単位認定に支障が生じます。文部科学省が平成13年度に行った調査によると、中学校時、年間30日以上の不登校生徒が進学した割合は65%でした。(内訳：全日制30%、定時制16%、専修・各種学校12%、通信制7%)。そのうち、進学先を卒業した人は58%です。考えるべきことは、本人の現在の状況と回復の見込みや、本人がその高校の雰囲気や合っているか、進学先が本人の社会参加や自立につながるものであるかということです。

資料1

こんな言葉がけや態度はNG！

～ 本人の気持ちを支えるための、言葉がけや態度を！ ～

<注意・指導場面のNG>

「大きな声」で怒鳴る，叱る	聴覚に過敏性のある生徒は大きな声や音を嫌がり，体調を崩すこともあります。また，過去の恐い体験（両親のケンカ，暴力）がフラッシュバックし，パニックになることもあります。「大声」は人によっては「暴力」になることもあるのです。
「長い説教」をする	ことばの理解や短期記憶などの能力に課題がある場合，長い説教はほとんど効果がありません。「長い説教」は教師自身の自己満足でしかなく，生徒にとっては「黙って聞いていればいい」だけのものです。
「オイ，コラ」と呼びつける	生徒にとって，自分を認めていないと思われる言動は全てNGです。「ちゃんと名前を呼んで下さい」「オイコラという名前ではありません」と生徒が言うのも当然です。名前を確認し「では，〇〇さん……」と生徒と向き合って指導します。
「またお前か」と決めつける	叱責や注意を受けやすい生徒は，被害者意識が強く「いつも自分ばかり」と思っています。そういう生徒に対して「また…」「やっぱり…」「どうせ…」という教師の態度は，生徒の被害者意識を強くすることになり指導がさらに難しくなります。
「理由を話せ」と言いながら「言い訳するな」	表現力やことばの理解力に課題がある場合は，うまく伝えることができません。それでも一生懸命伝えようと努力した結果が「言い訳するな」では，自分自身を否定されたようでみじめな気持ちになり，ますます話ができなくなります。
言葉で説得する，言い聞かせようとする	言い聞かせられて理解できるのであれば，とくにできるようになっているはずです。生徒自身がよい行動を選択できるように自分で考えられるように支援することが大切です。
高圧的・威圧的な態度	高圧的，威圧的な態度では，他者を尊重できない人間として映り，生徒の信頼を得ることができません。反感を買い，かえって問題行動が悪化したり，学校全体への不信感が高まったりして，学校全体に悪影響を与えます。

<授業・学級活動等のNG>

「ちゃんと勉強しているのか」	「自分なりに頑張っているよ，精一杯やっているよ，それでもできないんだ」や「ちゃんとして，どうやるの？」と生徒は思っています。「きちんと」「ちゃんと」「しっかり」は指示ではありません。「何をどうするのか」伝えます。
「そんなことでは～できないぞ」	励ましているつもり言葉が生徒を追い詰めたり諦めさせたりしています。自己肯定感の低い生徒にとっては「もう無理，どうせ無理」と言われているようにしか聞こえません。「～すれば大丈夫」「～目指して～をやろう」と肯定的に話します。
「忘れ物1回5点，居眠り1回10点 減点だ」	大切な物を忘れてしまったり，大事な場面でも居眠りをしたりするのは，障がいによることもあります。気合いや心がけだけの問題ではないので，そうしたようにするための方法やそうした時の対処を教えてください。
「お前はいいから，見ていろ」	配慮のつもりで話したとしても，「邪魔だから」「どうせできないだろうから」と感じ，イヤな思いをしているはずです。なぜいいのかわかり，何を何のためにどう見ればいいのか，伝えて下さい。
「自分で何とかしろ」	何とかできるのなら相談もしませんし，すでにやっています。この言葉は「何もしてやる気はない」や「自分でやるのが当然。できない方が悪い」と言っているのと同じで，生徒を突き放す言葉です。
「何でやらないんだ，やると言っただろ」	「やらなかった」のではなくて「やれなかった」のです。生徒が特性等のためにできない課題（「授業中キョロキョロしません」「宿題を絶対おろしません」等）を強要してはいけません。生徒ができる課題を設定します。
連絡事項があいまい，不徹底	時間割変更や教室変更，委員会や部活動の連絡等，課題のメ切りや提出方法など大切な連絡は確実に伝わっているでしょうか。「全体の場で話した」「誰かに聞くはず」というのでは，支援が必要な生徒にはほとんど伝わっていません。
やりなおしのチャンスを与えない	生徒が何かを失敗したりできなかったりした場合に1回目ですぐ切り捨てしてしまうことは，生徒に覚えるチャンスを与えないことと同じです。生徒ができるようになるまで何度でもチャンスを与え，根気よく適切に指導する方が教育的な対応です。
他の生徒や兄弟と比較する	生徒は他人と比較して自分ができないことを十分認識しています。追い打ちをかけるような比較（「弟の方が立派だ」等）は，生徒のやる気をなくさせ，社会や周囲に対する憎しみを育てるだけです。
仕方がないからと他の生徒の前でかばう	他の生徒から見れば「ずるい」「私だって」，本人からすれば「やりたくないわけではない」「みんなの前で言われてみじめな気分だ」となります。別の課題や役割を与える，納得できる説明を加えるなど，配慮します。
苦手な科目や問題ばかり反復練習させる	「できないから」と言って，苦手な科目や問題ばかりをたくさんやらせるのは，本人の意欲や自信の低下になり，かえって効果が出ません。得意な科目やできる課題と関連付けたり，ヒントを多く与えたり量を少なくしたりする方が効果的です。
できないのを分かっている課題を出す	「どうせできないだろうが，他の生徒にも出すから」とできない課題をただ出してしまふのは，生徒に苦痛を与えるだけです。身に付けさせたい力を明確にし，的確なレベルと量の課題を与えることが生徒の力を育てます。

<相談や面談場面のNG>

「お前だけではない」	生徒は自分の辛さを理解して欲しいのです。他の人も同じように辛いからといって，自分の辛い状況が改善されるわけではないのです。まずは，生徒の辛さを共感し，受け入れて下さい。それが相談のスタートです。
「甘えるな」「しっかりしろ」	生徒にとっては今まで何度となく言われてきた言葉です。どうすれば「しっかり」できるのかわからないのです。自分でも「しっかりしたい」と思っているのです。生徒は精一杯頑張っているはずで，よさを見てあげて下さい。
「自分から声をかけてみれば……」	どんなふうに声をかければいいのか，嫌われたり，笑われたりするのではないかと不安に思っています。自分に自信がもてず行動に移せないのです。その生徒のよさを伝え，「大丈夫だよ，こうすれば失敗しないよ」等と励まします。
「忙しいからそのうちな……」	「忙しいならいいです」「別に大丈夫です」と本当にギリギリの状態まで我慢していることが多いです。どんなに忙しくても生徒の相談を最優先するようにしましょう。「来客があるから〇分までね」でもいいのです。
「お前は幸せだ，むかしはなあ……」	むかしの話をされても，今の辛い状況が改善されるわけではありません。「我慢しろ」と言われているのと同じです。昔話はほどほどに。現実的な対応の方に時間を多くとりましょう。
「障がいなんだろう？仕方がないよ」	困っている状況をすべて障がいのせいにするのは間違いです。障がいだからと片付けてしまつては，本当に解決すべきことが見えません。困っていることの大半は周囲の環境の方にあります。
障がい名を不用意に話す	通院等をしていなくても，本人に障がい名が告知されていないこともあります。不用意に障がい名を伝えることは，本人の不安感を煽ったり自己肯定感を低下させたりします。また本人が何でも障がいのせいにしてしまう原因にもなります。
教師が話してばかりいる	相談とは生徒の気持ちを丁寧にくみ取り，生徒自身が解決に向かえるようにすることです。安易に多くの助言を与えることは，生徒を無責任（うまくいかなかったら先生のせい）にしたり，混乱させたりしまう可能性があります。
好きなことを一方的に禁止する	ちょっと変わった趣味があったり，やりすぎ（インターネット，ゲーム等）たりする場合があります。生徒の気持ちを無視して一方的に禁止すると，隠れて行ったり反発したりと行動が悪化します。お互い納得できる形になるまで話し合います。
教師自身が生徒のあらを探す	「お前だって〇〇じゃないか」等，生徒の良くないところばかり並べ，生徒の相談に応じなかったり，否定的な態度を示したりすると，生徒本人の自己肯定感が低下するだけではなく，周囲の生徒からその生徒がいじめられる原因にもなります。
過剰に反応する	生徒がちょっと暴力的な発言や態度をしたり，猥雑な冗談を言ったりしたときに過剰に反応するのは，その行動を逆に強化してしまいます。不適切な発言等には短くあっさりとして「その発言はNGです」と伝え方が効果的です。

<保護者対応のNG>

「困っています」	「申し訳ありません」と保護者に悲しい思いをさせます。小さな頃からずっと困っているのは保護者なのです。受け入れてもらえない辛さを与え，保護者自身の自己肯定感が下がります。客観的な事実を伝え，一緒に考えましょうと提案します。
「家庭で何とかして下さい」	「どうすればいいのですか？」「学校に来るなどということですか？」と保護者を困らせる言葉です。中学生，高校生ぐらになると親の言うことを素直に聞くことも難しい場合が多く，保護者が家でできることはそんなに多くはないのです。
「家庭のしつけの問題です」	発達障がいはいしつけの問題ではありません。脳の微細な障がい原因と言われています。教師の無知や無理解が，保護者を追い詰め，生徒をさらに悪い環境に追いやり二次的な障がいを生じさせているのです。
「病院や相談機関に行ってください」	どこに行ってもどうすればいいのか，行った後はどうなるのかと強い不安を感じます。生徒の困り感は家庭よりも学校に多く，学校の状況がわからない保護者だけに相談に行ってもらっても，効果は期待できません。できるだけ同行します。
「甘やかさないで下さい」	家庭の役割は，子どもに安らぎを与えることです。発達障がいのある子どもは，他の子ども以上に緊張して生活しています。家に帰って，ホッとできれば，疲れ果て，燃え尽きてしまいます。これ以上追い詰めないで下さい。
「特別扱いできません」	保護者も「特別扱い」や「えこひいき」をしてもらいたいわけではないのです。子どもが頑張っていることやどうしてもできないことがあることをわかってもらい，必要以上に辛い思いをしなくて済むよう配慮して欲しいのです。
「他の生徒もいるので手が回りません」	忙しいからできない，面倒なことはやりたくない，と，見捨てられたような気持ちになります。特別なことや大変なことをして欲しいのではなく，子どもの困り感を理解し，ちょっと声をかけたり，気にかけてもらいたいのです。
「障がいなんじゃないですか？」	逆の立場だったらどう思いますか。教師からそのように言われると「ええ！？そうなのかわかり，どうしよう…」とショックを受け，そして「ひどい事を言われた」と教師に対して不信感をもつこともあります。
「〇〇障がいですからねえ……」	生徒ができないことを全て障がいのせいにして何もしないというのは，生徒を見捨てたと同じです。発達障がいのある生徒は苦手なこともあります，たくさんのおいところをもっています。工夫や配慮で，できるようになるのです。
学校の事情ばかり話す	「今年は周年行事があって…」「〇〇先生が体調を崩してしまって…」「赴任したばかりで何もわからなくて…」など，学校や自分の事情ばかり話すのは，「できません」と言っているようなものです。学校の都合は生徒には関係ないのです。
時間を気にする	相談は時間がかかるのが当然です。30分は当たり前で時には2時間くらいになることもあります。保護者も忙しいところを調整して来ているのです。せっかくなために「早く帰ってほしい」という態度ではガッカリです。
安請け合いする	個別の支援を行うためには校内で協議したり調整したりする必要があります。担任レベルでやれることならいいのですが，全体にかかわることについて安請け合いするのは，後々学校への不信感を招くことにもなります。

1

自校の実態にあった特別支援教育の推進

～ 自校の方針やできる支援内容を整理し、体制づくりを進める ～

【特別支援教育コーディネーター】

各校で一人以上、校務分掌として位置付けることになっています。自校の仕組みや実態を把握していることが必要ですので、教務主任や学年長などが兼務する場合もあります。

学校規模によっては学年に一人のコーディネーターを置いた方がスムーズな場合もあります。

- ＜主な役割＞
- ◆校内の連絡調整
 - ◆外部関係機関との窓口
 - ◆生徒、保護者の相談窓口
 - ◆学級担任等の相談相手
 - ◆校内委員会の推進役
 - ◆支援会議、ケース会議の調整、開催

【校内委員会】

- ＜主な役割＞
- ◆生徒の実態把握
 - ◆支援方法の検討
 - ◆支援の具体的な役割分担の検討、共通理解
 - ◆特別支援教育推進に関わる全体計画、研修会の企画
 - ◆個別の指導計画の作成、評価、改善

＜構成員＞

校長、副校長、教務主任、特別支援教育コーディネーター、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事、養護教諭、教育相談担当など（ねらいとする機能や各学校の実態によって異なる）

＜開催時期や内容の例＞

4月：支援方針や校内体制の確認、新入生の状況の確認、実態把握の実施
5月：校内状況の把握、支援策の検討、役割分担、共通理解
各学期末：支援の評価、改善、共通理解
年度末：今年度の支援の評価、改善策の検討、次年度の方針、計画案の作成

【支援会議（ケース会議）】

支援会議またはケース会議は、支援を必要とする生徒一人一人の支援方針や支援方法、支援者の役割、当面の目標や評価の方法等を検討する会議です。個別の指導計画の立案、作成、評価をするための会議と考えても良いでしょう。

メンバーは、学級担任や教科担当、養護教諭など直接支援にあたる教職員に学年主任などが必要に応じて入ります。

1 できることから始める、今あるものを活用しスタート！

いざ、特別支援教育を推進しようと思っても、どこから手を付ければよいか分からない、という声を聞きます。前章で述べているように特別支援教育は、すべての生徒の社会自立を実現するために個に応じた適切な指導と必要な支援を行っていくことであり、特別新しいことではありません。

自校の育てたい生徒像を明確にし、現在の生徒の育ちとの差を明らかにすれば、自ずとやらなければならないことが見えてくるはずです。特別支援教育をやっていない（個に応じた支援をしていない）学校はありません。今の学校や学級の教育を見直し、よりよい学校生活の実現に向けて、できることから始め、無理なく進められるように今あるものを活用するという視点で取り組むのが特別支援教育です。

2 目指す生徒像や手立ての共通理解

各学校においては、教育目標や目指す生徒像等が、運営方針の中に示されているはずです。しかし、その具体像や手立て等の共通理解は、されているでしょうか。また、支援を必要とする生徒への支援方針や指導・支援の共通理解はどうなっているのでしょうか。

学校として責任ある指導・支援を行うためには、これらの方針や手立て等が明確になっていることが必要です。さらには、全職員が共通理解をもって指導・支援を行うことができるよう、高等学校においては教務内規を整備し、保護者等に周知することも大切です。共通理解は、教職員間だけでなく、生徒や保護者の間にも必要です。

3 支援を必要とする生徒の把握（気付き）

支援を必要とする生徒の実態調査が毎年行われています。県内の学校の中には、対象者なしと報告する学校があります。「特別な支援を必要とする」の主体は、生徒です。教職員が困っていない、学校の中では現在困っていないということではなく、生徒が困っていないか、将来困らないかという視点が必要です。

学校は社会のルールと生きるすべを学ぶところでもあります。学校卒業後に就職できるか、自立した生活ができるかという観点で、本当に生徒が困っていないのかということを見直すことが大切です。

領域	生徒の状況
学習面で支援が必要	・小学校3～4年生の計算や漢字がつかず ・ノートを取れない、非常に遅い ・提出物を出せない、一人で取り組みにくい ・卒業や進路に不安がある(赤点がある)
行動面で支援が必要	・一斉での指示を理解できない ・常にしゃべっている、体が動いている ・忘れ物が多い、持ち物を整理できない ・学校のルールを守れない、わからない
対人関係で支援が必要	・友人とのトラブルが多い ・友人がいない(他人に興味を示さない) ・自分勝手な行動が多い、こだわりがある ・その場と合わない発言や態度をとる
その他の支援が必要	・集団や教室に入れない ・精神的に不安定、パニック、不安、逃避 ・痩せすぎ、太りすぎ、生活リズムがある ・貧困、両親の不仲、虐待の可能性

【支援を必要とする生徒（例）】

4 支援は全教職員で連携して行う

支援を必要とする生徒は、日常生活のさまざまな場面で困難さを抱えていることが多いです。例えば、学習面で困っている生徒は、授業中だけでなく、日常生活のちょっとした作業場面でも自分の苦手な力に関することができずに、自尊感情を下げていることが見られます。

つまり、支援を行う場合には、学校生活のあらゆる場面において、一人一人の生徒が抱えている困難さを把握し、対応する必要があります。担任だけでは不可能であり、教科担当、部活動の顧問、委員会の担当者、養護教諭等、生徒に関わる全ての職員が連携して支援にあたる必要があります。

そのためには、生徒の特性とニーズまた必要な手立てについて、共通理解をもって指導できるツールが必要です。それが個別の指導計画と呼ばれるもので、岩手県では平成24年までに支援が必要な生徒が在籍するすべての学校において作成することを目指しています。

- できるところから始める。無理なく進められる計画を立てる。学校運営に特別支援教育を位置付ける。
- 各学校の実態に応じた校内体制作りを行う。同規模の学校や同じような課題のある学校の取組を参考にする。

【特別支援学校との連携】

特別支援学校は地域の特別支援教育のセンター的役割を果たすことが求められており、各支援学校には、地域の支援を担当するスタッフがいます。

特別な支援に関することで困ったら、最寄りの支援学校に相談してみるのもよい方法です。相談の窓口は、各支援学校の特別支援教育コーディネーターです。

＜主な支援内容＞

- ◆障がいに関する相談
- ◆支援方法に関する相談
- ◆発達検査の実施と解釈
- ◆校内研修会の講師派遣
- ◆関係機関の紹介など

【特別支援学級との連携】

特別支援学級が設置されている県内の中学校は平成22年現在で115校あります。校内に特別支援学級が設置されている中学校では、必要に応じて、特別支援学級に在籍する生徒の学習を保障することを前提として、特別支援学級と連携して、支援を行うこともできます。

ただし、特別支援学級で支援を行う場合には、事前に保護者や本人の了解と個別の指導計画等による支援の見直しを示すことが必要です。また、発達障がいの生徒は基本的には通常の学級で学び、高校に進学します。進学の際に不利にならないように5教科を全てを行います。

＜主な連携＞

- ◆支援方法のアドバイス
- ◆ソーシャルスキルトレーニング
- ◆クールダウンの場所
- ◆苦手教科の個別指導 など

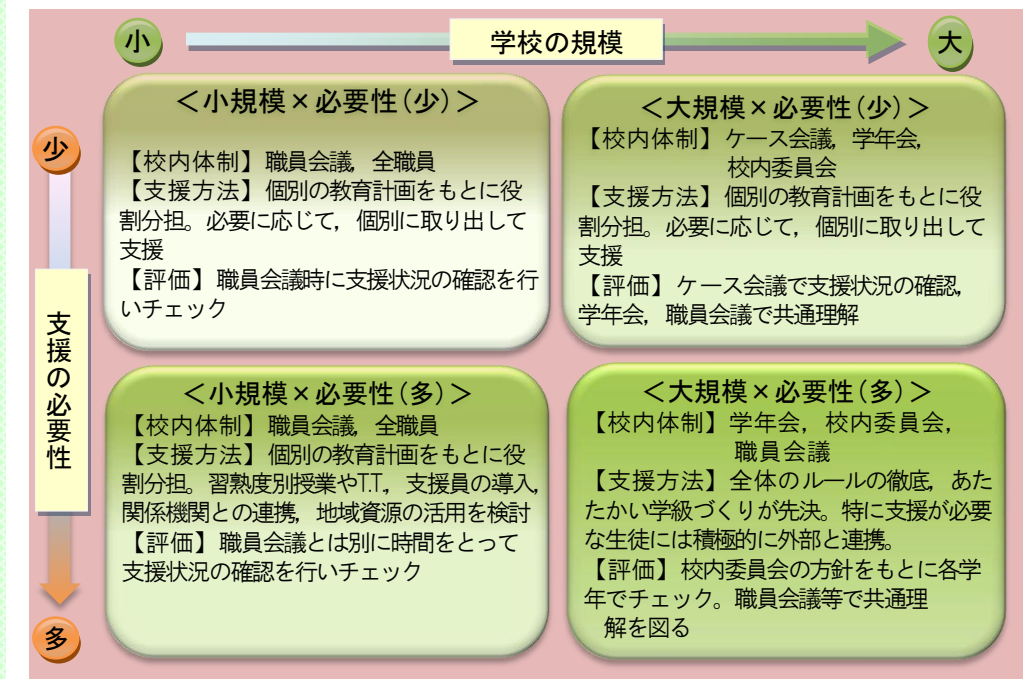
5 校内体制作りは実態に即して行う

学級数や生徒数が少ない小規模校と生徒数も職員数も多い大規模校、また、地域資源が豊富な地区にある学校とそうでない学校、さらに支援を必要とする生徒が多数在籍している学校とそうでない学校とでは、校内支援の体制にも違いがあるのは当然です。

その学校の実態にあった合理的で無理のない体制でよいのです。学校・学年・学科・学級経営のPDCAサイクルの中に支援を必要とする生徒の状況も組み込み、自然に「実態把握」→「手立ての検討」→「指導・支援」→「評価」の流れができるように工夫しましょう。

＜合理的で効果的な体制作りのコツ＞

- 既存の組織や体制を見直し、活用する（集まりやすい単位で動く）
- 実態把握は、現在行っている検査や定期考査の結果を活用する
- 自校でできる支援の範囲を明確にし、生徒・保護者に周知する



Q & A

支援をしようと思っても、本人や保護者が拒否します。

支援を始めるためには「〇〇できるようになりたい」という本人の願いや思いを高めることが大切であり、そのためには教師の普段のかかわり方や指導が重要になります。

支援を受けることを「恥ずかしいこと」「ダメなこと」のような態度を教師がしていれば、思春期にある生徒が支援を受けることを嫌がるのは当然です。また、生徒が求めることと違う内容や方法であれば、やはり、うまくはいかないでしょう。

支援を行うためには、あたたかい雰囲気作りを含めた校内体制の整備と教師、生徒、保護者との信頼関係の構築が不可欠なのです。

2

個別の指導計画等の作成と活用

～ 個別の指導計画は支援をスムーズに行うためのツール ～

- 個別の指導計画の作成により、支援を必要とする生徒に対する一貫した指導・支援が実現する。
- 個別の指導計画の作成は組織的に行い、日常の指導や支援で連携が図られるよう留意する。PDCAサイクルを年間計画に位置付けることがポイント。

【個別の指導計画作成のメリット】

個別の指導計画という文書を新たに作成するのは、実際のところ労力が必要です。しかし、作成によって、以下のようなメリットがあります。よりよい指導や支援を行うために効果的な個別の指導計画の作成を進めましょう。

- ◆ 生徒の状況を的確に把握
- ◆ 指導の方向性の明確化
- ◆ 職員間の共通理解の促進
- ◆ 一貫した指導の実現
- ◆ 本人、保護者に見通し
- ◆ 教職員の指導力の向上
- ◆ 次年度や進学先の引継ぎ

【誰が個別の指導計画を作成するのか】

個別の指導・支援は、学校として実施するものですから、学級担任一人に作成を押しつけるのは間違いです。ただし、学級担任は生徒に一番近い支援者としての役割がありますので、計画の立案や評価等で中心的に活動することは当然必要です。個別の指導計画の作成にあたっては、特別支援教育コーディネーターが推進役となり、それぞれの担当者を明確にし、チームで作成、実践できるように体制を整えることがポイントです。作成責任は校内委員会等の組織とし、評価担当者や主な支援者を作成担当とすれば、組織的な支援体制の確立に一歩近づけるのではないのでしょうか。

【センター試験の際にこれまでの配慮の履歴として活用】

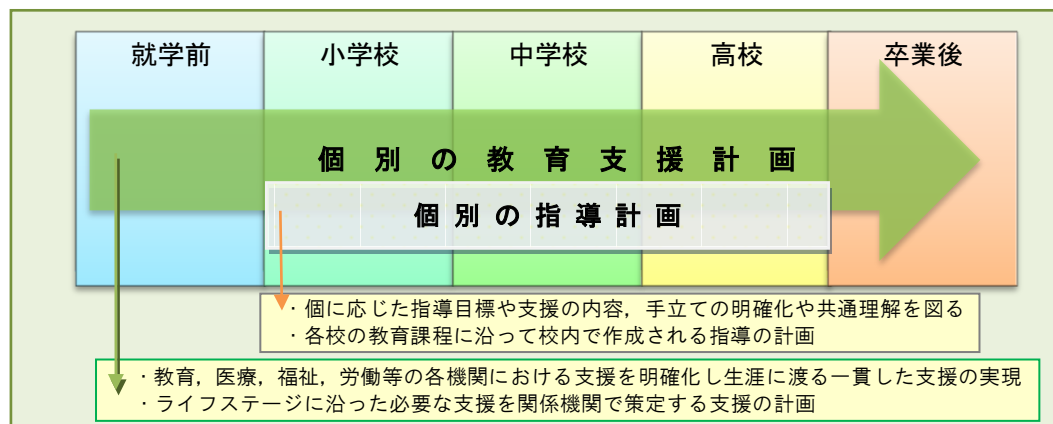
大学入試センター試験では、発達障がいのある受験生に対しても、時間延長や拡大した問題用紙、座席の位置などの特別措置が可能です。その際に必要なのは、①医師の診断と特別措置の根拠、②在籍校における状況報告・意見書から特別措置に対応した状態像が明確かつ根拠をもって記載され、その状態に対する学校等における過去の措置が明らかであることです。②において、個別の指導計画の存在が大きな役割を果たします。支援の一つとして定期考査等での配慮内容を記載し、その必要性や効果をまとめておきます。

1 個別の教育支援計画、個別の指導計画とは

「個別の教育支援計画」は、関係機関（教育・医療・福祉・労働）等が連携して一人一人のニーズに応じた支援を幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して行うことを目的としています。

「個別の指導計画」は、教育課程や指導計画等を踏まえて、個々の指導の内容や手立てを盛り込んで作成される指導計画です。

「個別の教育支援計画」を踏まえて「個別の指導計画」を作成するという関係になりますが、現在、通常の中学校、高等学校で作成が進められているのは、日常の支援に直結する「個別の指導計画」です。「個別の指導計画」は、生徒一人一人に必要な支援の共通理解や引継ぎ等のために不可欠なものです。



2 個別の指導計画を中学校から高校へ引き継ぐ

特別支援教育の理念や方法が浸透し、幼稚園や小学校で、個別の支援を受けている幼児児童が増えています。支援を受けている児童や保護者の中には、中学校でも支援を受けることを希望することが考えられ、今後、中学校での個別の支援のニーズが高まることが予想されます。

中学校で個別の支援を行う場合には、個別の指導計画を作成し、高校進学時に引き継ぎます。そうすることで、中学校と高校における指導・支援の連携が深まり、より効果的に生徒の力を高めることにつながります。

3 高校卒業時には関係機関に支援の引継ぎを行う

支援を必要とする生徒の中で、生活面や行動面で心配のある生徒については、高校卒業時に地域の生活支援センターや市町村の福祉課に支援の引継ぎを行っておくことも、生徒が将来にわたって安心して地域の中で暮らしていくためには大切なことです。

一人で生活することに不安がある、職場や地域でトラブルを起こすことが心配される、保護者の監督や保護が期待できないなど、卒業後にも支援が必要な生徒がいます。そして、必要な支援が受けられなかった場合、精神疾患になったり、ひきこもりになったりなどする事例もあります。

そうならないためにも、高校在学中に地域の生活支援センター等に保護者と本人と一緒に、支援の状況や将来の生活の希望などを伝え、卒業後に困った場合の対応を考えておきます。これは、本人だけでなく、保護者の支援にもなります。在学中に相談できない（本人の拒否感が強い等）場合でも、相談できる場所や受けられる支援についての情報は、必ず提供するようにします（→裏表紙参照）。

【個別の指導計画の項目例】

＜基本情報＞
年組、氏名、性別、家族状況、診断名等
＜目標＞
卒業後の目標（進路）、長期目標（1年後の目標）、短期目標（概ね学期の目標）
＜指導方法＞
指導領域（学習面、行動面、生活面、心理面など）指導形態（集団・小グループ・個別）、指導時間（学校生活全体、特定の教科、放課後など）、指導場所（学級、特別支援学級、教育相談室、図書室など）指導担当者
＜留意(配慮)事項＞
その生徒に対する基本的なかかわり方の留意点（大きな声は控える、個別に指示を与える、座席の位置、バニック時の対応など）を箇条書きします。
＜評価の欄＞
必要な指導領域毎に長期目標、短期目標を立て、その横に評価の欄を設けます。短期目標に評価の基準を示しておくことで評価がしやすくなります。誰が指導・評価をするのか担当者の名前を入れるとより明確です。
注意
個別の指導計画は生徒の力を高めるためのものであり、計画の主体は生徒であるべきです。生徒の思いや願いを無視した計画では、どんな立派なものであろうと効果は望めません。
計画の立案や評価にあたっては、本人の意思や希望を確認する機会（面談等）をもつことが大切です。
本人の意欲が低下している場合、励ましたり、本人がやれそうな具体的な目標を示したりして、本人のやる気を引き出す必要があります。

4 支援の段階を整理し、効率的な支援計画を立てる

支援を必要とする生徒の状況によって、支援の量や手立てが異なります。右表のように支援の段階を整理し、必要に応じて対応するというのも、効率的に支援を行うためには必要な視点です。

支援は多ければよいというものではなく、その生徒が必要なことを必要な分だけ行うことがポイントです。

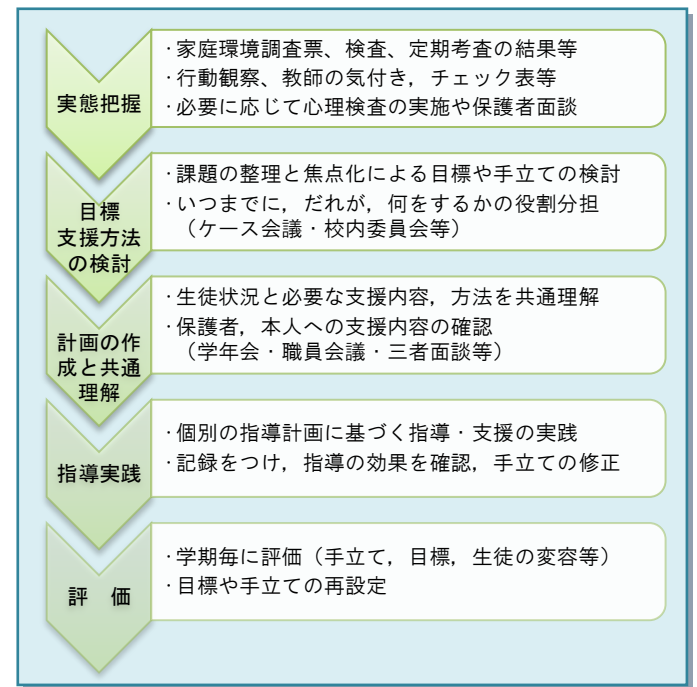
段階	支援の例	学校の対応の例
支援1	授業や学級活動、部活動などでの声がけや配慮	気になる生徒の情報共有より細かな実態把握
支援2	個別の指導・支援の実施（学習面・行動面・対人関係、カウンセリング、教育相談）	三者面談、発達検査の実施、支援会議の開催、校内委員会での検討、個別の指導計画の作成
支援3	個別の指導・支援の実施（外部機関との連携①（相談・受診等）	外部機関（医療・福祉等）への相談・受診を本人、保護者に勧め、連携して支援
支援4	個別の指導・支援の実施（外部機関との連携②（より具体的な支援と連携）	本人、保護者、外部機関を含めた支援会議の開催、個別の教育支援計画の策定

5 個別の指導計画の作成と活用を年間計画に位置付ける

右図は個別の指導計画の作成と活用の流れを表したものです。個別の指導計画の様式や作成の流れ等は校内委員会で検討し、年間計画の中に位置付けます。学期ごとの成績処理と平行して行うと効率よく効果的に運用できます。

立てっぱなしの計画にならないよう、可能な限り、授業等で取り組んでいる課題（教育内容）に即した目標となるよう工夫します。

【参照→32 ページ「個別の指導計画作成支援ソフト」※課題の整理や目標や手立ての設定等にお役立て下さい。】



Q & A 個別の指導計画は必ず作らなければなりませんか？

集団の中でちょっとした配慮が必要だという支援の段階であれば、あえて作る必要はありませんが、教職員が共通理解するための工夫（例えば、名前の一覧表に指導・支援の留意事項を書き込み、職員で共有する等）は必要です。

集団の中で特に配慮（個に応じた特別な支援）が必要であったり、個別の指導を行う必要があったりする場合は、個別の指導計画を作成することが基本です。個別の指導計画は、生徒が支援を受けた記録としての役割もあり、支援を引き継いだり、外部機関と効果的に連携したりするために必要なのです。

3

分かるための学習支援の実際

～ 学力向上の基本は、ここにある ～

【板書の要件】

「板書を見れば授業の質が分かる。」「板書は一時間の完成形。」「板書は児童生徒の思考の流れ」など、それだけ板書は大切なものです。

話を聞いて理解するだけではなく、板書を見て理解することは、より多くの子どもたちの学びやすさにつながります。

板書において大切にすべきことは、経験が積まれた先輩の教師から、後輩へと受け継がれてきていますが、ここでは、いくつかを紹介いたします。

- ◆授業準備の中で板書計画を立てる。
- ◆課題から学習のまとめまでの思考の流れを板書に位置付ける。
- ◆即時・適時指導の妨げとなることから、児童生徒へ問題を解かせておいたり音読させておいたりしながらの板書は、しない。
- ◆行替えるときは、単語や文節を分断しないようにする。

【中学生の望む板書】

- ◆読みやすい字で書いてほしい。
 - ◆黒板の下や両脇に書かないでほしい。
 - ◆色チョークを使って欲しい。でも、何色も使わないでほしい。
 - ◆字を濃く書いて欲しい。
 - ◆書いてもすぐ消さないでほしい。
 - ◆要点だけ書いて欲しい。番号・記号・箇条書きで整理してほしい。
 - ◆はじめから順に書いてほしい。
 - ◆ゆっくり書いてほしい。ノートする時間をとってほしい。
- (文部科学省HPより)

【Gアップシート】

岩手県の課題に対応できるように内容を整理した評価規準「いわてスタンダード」に基づいた評価問題が「Gアップシート」です。

平成18年度に、中学校国語科、数学科、英語科の「Gアップシート」を作成し、冊子とディスクで、県内全中学校に配布しました。

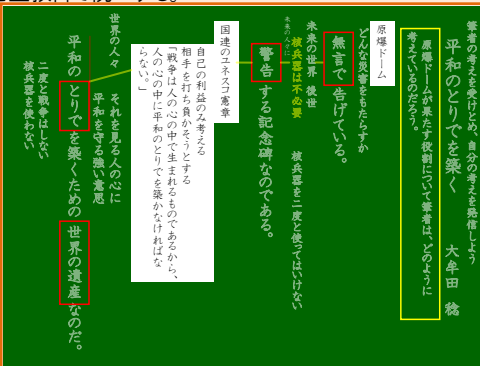
※学習指導要領の改訂を踏まえ、平成23年度末に改訂版の公表予定。

1 環境整備と授業における留意事項の共通確認 <実践例>

年度当初の職員会議の際に特別支援教育コーディネーターから、多様な教育的ニーズをもつ生徒が学ぶ通常の学級の授業で、特別支援教育の視点からの下記のような支援を工夫することを提案しました。

学年会や教科部会でも話題にしながら、実際の授業等に取り入れることにより、生徒たちの学びやすさにつながりました。

- **教室環境の整備**
 - 教室前方の掲示物は、すっきりさせる。
 - 教室前方のカーテンを閉め、不必要な視覚情報が入らないようにする。
 - 支援が対象となる生徒の座席は、モデルになる生徒を前こしたり教師の立ち位置の癖を踏まえて教師が支援しやすい席にしたりする。
 - 行動開始時刻や終了時刻を掲示する。
- **授業における留意事項**
 - 授業の見通しを最初に伝える(授業の流れを板書し、視覚的に示す)。
 - 黒板の書き方について、重要な部分の板書や示し方を全教科で統一する。
 - ☆ 基本的には、白のチョークを使用する。
 - ☆ 大切な箇所は黄色いチョークで書く。
 - ☆ 横書きの場合は、段組で黒板を使用する。
 - ☆ 課題は黄色線で囲み、まとめは赤線で囲む。
 - ☆ 教室の後ろの席からも分かる大きさに書く。
 - ☆ 分かりやすいレイアウトにする。
- **テスト作成時の留意事項**
 - 回答用紙をB5版からA4版に変更し、統一する。
 - 明朝体より見やすいゴシック体を用いる。
 - 解答欄を大きくする。
 - 解答を記入する箇所を明確にする。



【生徒指導と学習指導の関連性】

日常的教育活動で、最も多くの時間を扱って取り組んでいるのは、授業(学習指導)です。

内発的学習意欲を支えるものを「有能感」「自己決定感」「他者受容感」ととらえる考えがあります。これは、まさに生徒指導の三つの機能と合致しています。

生徒自身が、学級集団の中で、教師や友達から受け入れられ、自分なりの考えを示しながら学び、自分の考えや存在が認められていくということが、学習意欲を支えるものとして大切なのです。

【ペア学習を取り入れる際の留意点】

ペア学習等を取り入れる際には、以下の点に留意する必要があります。

- ◆到達度、人間関係等、教師側が意図をもったルーピングをすること。
- ◆他者とかかわる際のルール等を事前に確認すること。

【家庭学習】

平成21年度、総合教育センターによる県内調査から、以下などの考察が導き出されました。学力向上には、家庭学習の充実が不可欠です。各学校による積極的な取組が必要です。

- ◆家庭学習指導の具体的な方針と校内・地域における共通確認
- ◆復習型の宿題に加えて、学習意欲の向上や知識活用のための発展的な学習課題の検討
- ◆自学自習ノートの抜本的な見直し
- ◆生徒が自分で立てた目標や計画に従い、自らを律しながら取り組む力をつけていく指導が重要。

- 全教職員による、教室の環境整備や授業における留意事項の共通確認をすることにより、生徒の学びやすさにつながりました。
- 生徒指導の三つの機能を大切にした授業や、授業と連動した家庭学習により、意欲的な学習態度や学習内容の定着につながりました。

3 生徒指導の三つの機能を大切にした授業づくり <実践例>

学力向上につながる具体的な取組として、以下のような授業改善の評価項目を設定するとともに、生徒指導と学習指導の関連性から、生徒指導の三つの機能を大切にした授業づくりに取り組みました。

授業改善の評価項目	生徒指導の三つの機能を大切にした支援活動
● 学習課題を設定して授業をしたか?	● 自己決定の場を与える → 授業の目標、課題の設定を生徒が行う。
● 学習規律を意識した授業をしたか?	→ 自己評価の場面、「授業振り返りカード」の活用。
● 挙手発言を求める授業をしたか?	→ 考えをまとめたり、発表したりする場面の設定。
● 生徒が、自分の言葉で説明する場面を設けた授業をしたか?	● 自己存在感を与える → 発問を工夫し、生徒に発表の場面を設定。
● 考える場面を設けた授業をしたか?	● 共感的人間関係を育成する → グループ学習やペアによる活動など、協力・共同する場面の設定。
● 話し合い活動やペア・グループ活動の場面を設けた授業をしたか?	→ ピアサポートの考え方の導入。
● 振り返る場面を設けた授業をしたか?	

数学科「比例と反比例 ～ 比例の利用と反比例の導入～」の授業の展開	
学習活動	支援活動との関連
1 前時までの流れを確認する。 2 学習課題を設定する。 比例の関係を利用して、牛乳が何mL必要か説明しよう。	●自己決定・自己存在感 学習課題の設定と発表
3 課題について追究を行う。 (1) 与えられたデータから、牛乳が何mL必要かを求める。 ① 何mL何mLに比例しているかを考察し、自分の考えをまとめる。 ② 自分の考えをペアで互いに発表し、確認する。 (2) ペアで確認した方法を他のペアの方法と意見交換する。 ① ペアを替え、データを交換する。 ② 互いに考えたことを基に、新しいペアで話し合う。 ③ 元のペアに戻り、他のペアと話し合ったことを紹介する。 ④ 各データ代表の生徒が発表する。 (3) 牛乳をx等分するときの一人当たりの量mLについて調べる。 xが2倍、3倍になるとき、yが1/2倍、1/3倍になる関係があり、これをyはxに反比例するとう。	●自己決定・共感的人間関係 自力解決→ペア学習 ペア学習→学び合い
4 授業のまとめをする。	●自己決定・自己存在感・共感的人間関係 自力解決→ペア学習→学び合い ●自己決定

4 家庭学習の充実 <実践例>

家庭学習については、各教科担当が年度はじめに授業や家庭学習に関しての話し合いをもち、授業と連動するような家庭学習となるように改善を図りました。また、週末の課題については、廊下掲示等で生徒自身が課題内容を確認できるよう示しました。

Q & A

席を離れたり、友達にちょっかいをかけたりして、学習しようとしません。

不適応行動の場合、その行動だけに目がいってしまい、注意したり学習への参加を促したりすることが多くあります。これらの指導を否定するものではありませんが、それ以上に、生徒の離席やちょっかいをかける背景を考えることが大切です。離席やちょっかいの背景には、学習内容の難しさや取り組みにくさからの逃避や、この行動により、担任や友達から注目してもらいたいという欲求とも考えられます。したがって、直前の取組である学習内容が生徒本人の学習意欲を喚起し取り組みやすいものにする必要があります。さらには、拳手をして「教えてください。」と話すことを指導した上で、この行動のときに教師や友達がかかわるようにするという必要も必要です。このように、行動を直前の状況や直後の状況からとらえていく応用行動分析の視点が、適切な指導や支援をする上で有効なのです。

4

校内資源の活用による指導・支援の実際

～ 共通理解を基にした、学校体制としての支援の取組 ～

【特別支援教育支援員】

文部科学省では、食事、排泄、教室移動の補助といった学校における日常生活上の介助や、LDの児童生徒に対する学習支援、ADHDの児童生徒に対する安全確保などの学習活動上のサポートを行うことを目的として「特別支援教育支援員」を平成19年度から地方財政措置により、小・中学校への配置を進めています。

「〇〇サポーター」、「△△支援員」として、自治体独自で各校に配置していることもあります。文部科学省では、平成23年度から、特別支援教育支援員配置の対象を高校にも広げる方向で進めています。

【スクールカウンセラー】

スクールカウンセラーの主な役割は、クライアントと呼ばれる相談者と二者の契約関係に基づく、継続的で治療的な対話による、問題の解消を目指すものです。スクールカウンセラーは、個に対しての「心の問題に対する支援」の専門家と捉えることができます。具体的な活動としては、以下の通り考えることができます。

◆アセスメント
(生徒の状態像と問題の実態把握)

知能検査や発達検査、心理検査、行動観察等を通じた生徒理解の提供
◆カウンセリング等の治療的介入型アプローチ(個別の対応)

生徒への対応や保護者への支援といった直接的な援助

◆コンサルテーション(心理教育的なアドバイス)
問題行動への対応の枠組みと共有化のための教職員や学校組織、保護者への支援・啓発

【WISC-III】

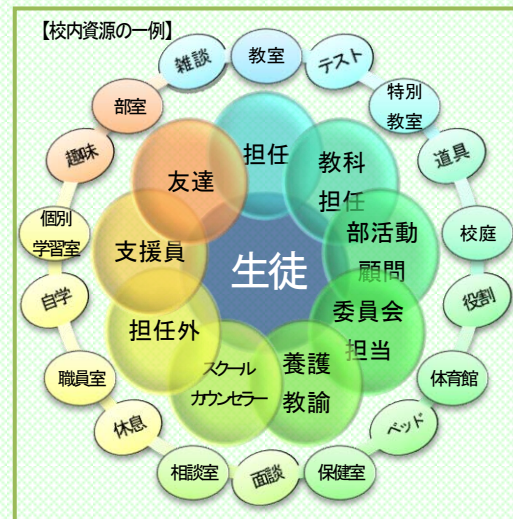
WISC-III知能検査は、5歳0ヶ月～16歳11ヶ月までの幼児児童生徒が適応となる知能検査で、医療機関や相談機関で実施することが多いです。

実施に当たっては、保護者の同意と結果説明が必須です。実施方法や基礎的な結果解釈については、総合教育センター等で研修することができます。

校内資源とは

校外の様々な資源と連絡・調整を図ることにより、生徒へのより適切な指導や支援につながります。その要となるのが、特別支援教育コーディネーターです。

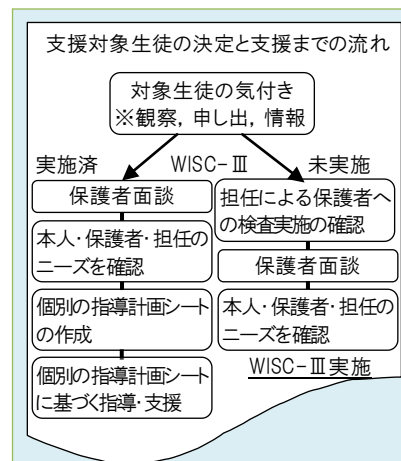
校内を考えると、学級担任や教科担任だけではなく、養護教諭やスクールカウンセラーといった人的資源があります。また、保健室や相談室といった空間的資源があります。他にも、休み時間のような時間的資源、テストや心理検査あるいは、落ち着きを取り戻すボール等の物的資源といった様々な校内資源が考えられます。生徒の視点に立ったり生徒と話したりすることにより、新たな資源を見付けることもできます。特別支援教育コーディネーターは、これらの校内資源の特徴や役割を把握し、その活用を考えていくことが大切です。校内資源を活用した取組については、校内支援委員会を活用し、全教職員による共通理解のもと進めることが大切です。



1 人的資源を活用した、支援の必要な生徒の気付きと共有 <実践例>

必要な指導・支援は気付きから始まります。本人や保護者からの申し出によることもありますが、教師による気付きが何より求められます。その際、人的資源を活用することにより、早めの気付きと早めの支援が可能になりました。

支援に当たっては、特別支援教育コーディネーター、教育相談部担当教員、スクールカウンセラーによるプロジェクトチームが推進しました。必要に応じて、スクールカウンセラーによる本人や保護者との面談や、教育機関やスクールカウンセラーによる心理検査も実施しました。



(1) 生活面での気付き

担任以外の教科担任や養護教諭等による気付きの場合は、担任及び学年主任に報告・相談をしました。その後、学年主任が状況を把握した上で、プロジェクトチームと担任等が連携して、生徒が安心して過ごせる環境の提供や、ソーシャルスキルトレーニングなどの支援等を検討しました。

(2) 学習面での気付き

日常の授業の様子や定期考査などから教科担任が気付いた場合、生活面での気付きと同様に、担任及び学年主任に報告・相談をし、学年主任が状況を把握した上で、プロジェクトチームと担任・教科担任等が連携して、学習を支える取組について検討しました。場合によっては、放課後あるいは長期休みを利用した学習支援についても行いました。

【Q-U】

Q-Uは、学級集団を育成し、その中で児童生徒一人一人の個性を育てるという教育機能を発揮するための検査です。Q-Uでは、短時間での実施やコンピュータ診断が可能です。学級集団の状態は、学級生活満足度群、非承認群、侵害行為認知群、学級生活不満足群のマトリックスによる個人のプロットや表により表されます。

主に、以下3点のアセスメントが行えます。

- ◆個人の学級生活満足度
- ◆学級集団の状態
- ◆学級集団と個人の関係

【養護教諭】

養護教諭は、生徒にとって身近な存在であり、支援が必要な生徒や保護者への支援に大きな役割を果たしています。多くの学校では、校内支援委員会の構成員となっています。養護教諭の主な役割は、次の通りです。

- ◆支援が必要な生徒の早期による気付きと対応
- ◆服薬管理等の対応
- ◆保健室等による、生徒にとって安心できる場所の提供と生徒の観察
- ◆保健室業務を通じた生徒や教職員への支援

【ピアサポート】

ピアサポートとは、子どもたちが他の生徒をサポートする活動です。ピアサポーターとなる生徒は、友達を支えるために必要なスキルを学んだり実際の取組を見通したりした上で、活動に取り組みます。また、必要なスキルを学ぶときの仲間を援助する疑似体験自体も、生徒たち同士の人間関係の形成にもつながります。

- 特別支援教育コーディネーターが校内資源の役割や特徴を理解して活用することにより、全校体制による支援につなげることができました。
- 日常的な情報交換と支援方針の共通理解に加えて、職員会議による共通理解により、全教職員の意識の統一と一貫性のある取組につながりました。

2 物的資源を活用した、支援の必要な生徒の気付きと共有<実践例>

今年度は、第1学年の全クラスで、「楽しい学校生活を送るためのアンケート Q-U」(図書文化社)を実施しました。担任等による観察等では把握できなかった、支援の必要な生徒の気付きにつながりました。この結果から、支援の必要な生徒と支援の視点を学年で共有し、日常の授業実践や保健室での対応、ピアサポートの考え方を取り入れた学年合唱練習に生かしました。

対象	支援の視点
「非承認群」の生徒	学級内で認められているという思いが少なかったり、自主的に活動することが少なかったりする状態であると推察される。他者との関わりの中で、自己存在感を高める必要がある。
「侵害行為認知群」の生徒	対人関係でトラブルを抱えている状態であると推察される。自己中心的や被害者意識が高い場合もある。対人関係の調整とともに、必要に応じて学習規律や他者の感情理解についての指導を行う。
「学級生活不満足群」の生徒	学級において不適応になっている状態であると推察される。活動前に個別の支援を行ったり取り組みやすい環境を整えたりするなどの、きめ細かな支援が必要である。

3 みんなで行う支援 <実践例>

職員会議において、支援の必要な生徒や実際の取組について共通確認することにより、日常的な情報交換と支援方針の確認だけではなく、校内資源の効果的な活用につながりました。

「各学年から」の項目では、生徒の様子、次月の運営方針などについて資料を基にした提案がされます。例えば7月は、第1学年から「ピアサポートプログラム等によるリーダーを育てること、学級内での話し合い活動の充実」といった方針が示されました。

「教育相談部から」の項目では、下記のように次月の指導目標や指導計画、カウンセリング日程のほか、先生方への確認事項が毎月示しました。

【5月職員会議 教育相談部指導計画からの抜粋】

担任の先生方へ

- ・毎週の相談会で1週間の欠席数を確認していきます。
- ・欠席が三日続いたときは、家庭訪問をお願いします。

学年長の先生方へ

- ・毎週、火曜日の帰りに、欠席状況の報告をお願いします(用紙は準備します)。
- ・新しく名前を出す生徒の確認をお願いします。

教科担当の先生方へ

- ・時間割表を見て【別室】の授業をお願いします。相談室又は、特別教室の授業になります。

Q & A 支援員さんに授業を頼もうと思うのですが・・・

特別支援教育支援員は、教諭又は講師として配置されているわけではありませんから、授業そのものはできません。何らかの事情で学級担任等が教室から離れてしまった場合でも、授業を補助していた特別支援教育支援員が、その授業を引き継いで授業を行うことはできません。これは、教員免許状を所持していても同様です。

特別支援教育支援員が行う補助とは、生徒への授業における教示や指示の補完・補充、授業の準備や後片付けの援助、学級環境の整備等の援助などがあります。

学級担任や特別支援教育コーディネーターは、特別支援教育支援員に、学級経営の方針や支援が必要な生徒の学校生活上におけるねらいを的確に伝えなければなりません。そのためにも、打合せの時間も業務として位置付け、担任がイニシアチブをとり、定期的に取り組むことが大切です。

5

系統性を大切にした教科指導の実際

～ 学ぶことの喜びと達成感につながる授業改善 ～

- 教科の系統性を踏まえ、単元配列の変更やレディネステストの実施により、具体的評価規準を踏まえた生徒が精一杯取り組める授業につながりました。
- 生徒が学んだ学習内容を使って、単元で扱う内容を解くことができる問題を加えるなどの配慮をしたことにより、学ぶことの喜びにつながりました。

【授業改善の視点】

学力面で相当な開きがある生徒たちへの指導においても、生徒たち一人一人が「できた、分かった、やったあ」と思えるよう、授業改善に取り組むことが大切です。そして、この授業改善の内容や方法は、特別な支援を必要とする生徒たち以外にも、有効な支援につながります。

【具体的評価規準とは】

単元目標を拠り所として、観点別に示したものが、「評価規準」です。設定した評価規準について、量的・尺度的な到達度を拠り所としたものが、「具体的評価規準」です。具体的評価規準を設定する際には、学校や学級の子どもの具体的な姿を想像しながら設定することになり、学校や学級それぞれで、具体的評価規準は異なる場合があります。

【具体的評価規準を設定しないと・・・】

具体的評価規準を設定せずに、指導を行っている場合、生徒によっては努力して学習しても、ただ一つの評価規準に到達しないために評価されなかったり、到達度に応じた適切な指導を受けられなかったりします。すると、生徒は、教科が嫌いになるだけでなく、教師への不信任、努力することのむなしさ、自己肯定感の低下といった様々な感情を抱きます。「無理だからやらなくていい」は指導の放棄です。「無理だと分かっているのに同じ課題を出す」のは残酷な指導です。

【学力が低い生徒への指導のために】

学び直しが必要な生徒に指導する場合には、小・中学校の学習内容を踏まえるだけでなく、知的障がいのある児童生徒に応じた教科指導についても考慮に入れることが有効です。教科毎の系統性を踏まえることのみならず、生活の中で学び、活用していくことが大切です。

1 単元・題材の分析（算数・数学の系統性を確認） <実践例>

算数・数学教育にかかわって、これまでの研究物のほかに、特別支援学校用教科書、小・中学校、高等学校の教科書を参考にして、算数・数学教育の系統性を確認しました。このことにより、生徒がどの学習段階・内容でつまづいているのかを見取る視点をもつことにつながりました。また、生徒たちの実態から、基礎的な数の理解や表現・処理の能力等を身に付けることができるよう、実態に合わせ、下記のように単元配列を変更しました。

【教科書による単元配列】
1次方程式→2次方程式→1次不等式→2次不等式

【変更した単元配列】
1次方程式→1次不等式→2次方程式→2次不等式

2 到達段階の把握（レディネステストの実施）と 具体的評価規準の設定 <実践例>

2次関数の単元導入前に、生徒たちの学習段階・内容を把握するためのレディネステストを実施しました。このレディネステストによる診断的評価は、2次関数の学習を行う上で必要と思われる小学校段階からの内容を盛り込んだものです。レディネステストの作成に当たっては、小・中学校の教科用図書の指導書や問題が入っているデジタルデータ（CD）、数学☆☆☆☆（特別支援学校用）教科書解説を参考にしました。学校によっては、これらの指導書等を備えている場合もありますが、備えていない場合は、新たに購入したり県立総合教育センターや各教育事務所で見学したりすることが考えられます。

レディネステストを実施した結果、多くの生徒が、中学校の第1学年で学習する比例の内容が未定着であるということが分かりました。

そこで、標準クラスの学習の出発点とは異なる、中学校第1学年で学習する比例の学習内容からスタートすることとし、具体的評価規準を設定しました。

レディネステスト

1年（ ）組（ ）番 名前（ ）

1 (5年) 高さが8cmの平行四辺形があります。
(1) 高さはそのまま、底辺の長さ1cm、2cm・・・5cmと変わると、面積はどうなるか調べて、下の表にまとめてみましょう。

底辺(cm)	1	2	3	4	5
面積(cm ²)					

(2) 底辺が1cm増えると、面積はどのように変わりますか。

(3) 底辺を□cm、面積を○cm²として、平行四辺形の面積を求める式を書きましょう。

2 (5年) □に当てはまる一、ことば、文字を書きましょう。
1m120円のリボンX円の代金

3 (中一) 次の①について、yをxの式で表しなさい。
リットルで450km走ることができる自動車のガソリンでyリットル走る。

4 (中1) 次のグラフを書きなさい。
① $y = 3x$ ② $y = -\frac{1}{4}x$

5 (中2) ア、イの直線の式を求めなさい。

【レディネステスト ※抜粋 (2次関数の単元導入前に実施)】

【授業の工夫】

- ◆学習プリントによる、個別支援、家庭学習での活用
- ◆自分で取り組む、主体的なステップアップ型学習
- ◆高等学校の学習内容に取り組む生徒たちと、それ以前の段階を学ぶ生徒たちとの複式的授業の進め方
- ◆進級・就職したいという本人の目的意識の確認

【テスト・アコモデーション】

- アコモデーションとは、障がいのある子どもの教育的ニーズに合わせ、支援方法や環境を弾力的に調整することを意味します。テストにおいては、個々のケースに応じながら以下の視点での調整が考えられます。
- ◆分かりやすい問題構成
 - ◆聞いて理解したり、話して答えたりすること
 - ◆落ち着く部屋での実施
 - ◆時間延長や休憩の確保
 - ◆許容度のある評価

【すべての生徒に対応する考查問題】

- ◆単元で取り組んだ、中学校段階の内容から、高等学校段階の内容まで幅広く出題
- ◆★の問題をすべて正答することにより、約40点
- ◆★★の問題には、正答率が低いと予想される問題も含ませ、相対的評価も可能
- ◆選択式の問題、ヒント、紙面構成などの配慮

3 精一杯取り組める授業づくり（授業の改善） <実践例>

授業の進め方では、一斉指導における個別支援のやりやすさ、ステップアップ型の学習、家庭学習での活用等を考え、高等学校の学習内容に入るまでは、プリントによる学習を中心としました。授業の中では、自分で丸をつける一誤った場合は解説を読んでから再び取り組む→正解の場合は次のプリントに取り組むという流れを確認しました。

また、生徒は、自分がどの程度学習に取り組んだか、どの段階まで進んだのかが分かるように、取り組んだプリントの量や進度に応じたポイント制を導入しました。これらのことは、家庭学習における主体的な取組にもつながりました。

なお、高校の学習内容に取り組む生徒については、教科書も使用して、教師や生徒同士のやりとりを通して学習に取り組みました。

1年（ ）組（ ）番 名前（ ）

1 ●比例をあらわす式●
xの値が変わるのにもなって、gの値が変化し、その関係が $y = ax$ という式で表されるとき、gはxに比例するといいますが、このときのaを比例定数といいますが、いろいろな値を取る文字、変数といいますが、変化しない数を定数といいますが。

2 次の□に当てはまることばや式をかき入れなさい。
(1) $x=0, 1, 2, 3$ を $y=2x$ に代入すると、 $y=0, 2, 4, 6$ の値をとる。このx、yのように、いろいろな値をとる文字を□という。
これに対して、 $y=2x$ の2のように、決まった数を□という。
(2) xにともなってgが変化し、その関係が□という式で表されるとき、gはx□、aを□とい

【2次関数の単元で使用した学習プリント ※抜粋】

4 成長を感じるテストの作成（考查問題の改善） <実践例>

考查問題は、特別な支援を必要とする生徒も含めたすべての生徒に対応する構成としました。単元で取り組んだ中学校段階の内容を問う出題や、中学校段階の内容を活用することにより高等学校段階での問題に回答できるような出題としたり、高等学校段階の発展的な問題も取り入れた出題としたりしました。また、中学校段階の学習内容を活用すれば解ける問題を★、高等学校段階を★★として、生徒が自分で選択して取り組むことができるようにしました。なお、この考查問題は、単元途中で作成しておき、考查を意識した指導を行うことができたようにしました。

1年（ ）組（ ）番 名前（ ）

1 ★次の一次関数の傾きと切片を求め、グラフも書きなさい。
(1) $y = 2x - 4$ (各4点)
傾きは□ 切片は□

支援①
切片をグラフの中に表示

【考查問題 ※抜粋 (2次関数の単元を含んだ考查テスト)】

Q & A この到達度で、就職試験に間に合いますか？

仮に、小学校中学年段階の到達段階である生徒が、高等学校の学習内容に取り組んでいくことは、高等学校段階の学習内容を理解できないだけでなく、これまで苦労して習得してきた学習内容を活用せず、忘れていくということにもつながります。就職試験で使用されることが多い市販のテストの数学的内容は、数量的処理、おおよその数値を計算する力、比較的簡単な四則演算、表の読み取りや照合等の内容が出題されています。活用する力は、小学校～高等学校1年生段階と言われます。したがって、生徒が、これらの内容について、どの到達段階であるのかを把握し、一つずつ段階を追って学んでいくことが、就職試験で1問でも多く正答することにつながるのです。



言語活動を重視した教科指導の実際

～ 英語はアルファベットの確認から、国語は主語・述語の確認から ～

【アルファベットの表を教室に貼る】
アルファベットの順を覚えていなかったり、大文字小文字の違いが分からなかったりする生徒が多くいる場合には、黒板の横や上にアルファベットの表を貼り、常に確認できるようにすると、安心して英語の授業に取り組めるようです。

【義務教育段階の学習内容の確実な定着】
平成25年度から年次進行で実施される高等学校学習指導要領では「学び直し」や「中・高の円滑な連携」が求められています。各校で新しい教育課程についての検討が行われていると思いますが、各校の実情に応じて「コミュニケーション基礎英語」を履修させる等、英語の基礎の学び直しが行えるよう配慮します。

【個別の支援の時間の取り方】
一斉指導の中でも個別の支援を行うことは十分可能です。発音の練習をするときに、支援を必要とする生徒の近くで発音させてみたりするのも方法の一つです。ALTとT.T.で授業を行う場合には、役割を分担することで、個別の配慮を行うことができます。

【アルファベットには名前と音がある（フォニックス）】
英語圏の人が子どもに読み方を教える方法の一つです。例えば「エイ、ビー、スィー」は「エ、ブ、ク(ス)」と読みます。サイレントのeのルールや二重子音字 (sh, ch...) の読み方など、基本を覚えるとだいたいの読み方がわかるようになります。ただし、フォニックスには例外も多いため、無理にルールを教え込もうとすると混乱してしまうこともあります。

【構文カードを掲示】
授業は英語で行うことが基本ですが、緊張しやすい生徒や記憶に課題のある生徒にとってはかなりのプレッシャーです。そこで、よく使うセリフや表現「Pardon? Could you say that again please? /well...」, また、その日の会話のパターンのヒントを掲示し安心して取り組めるように配慮することもポイントの一つです。

英語科における支援の例

1 入学前にアルファベットを再確認

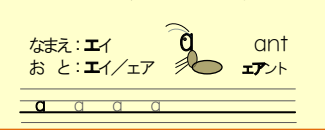
本校には、英語に苦手意識をもっている生徒が多く入学しています。入学前にアルファベットを正確に覚えていない場合もあります。

そこで、アルファベットを確認するための練習帳（簡単な英単語の確認を含む）を入学前の課題として全員に出しました。ただ渡すのではなく「英語をきれいに読みやすく書くための再学習、美しいノート作りの初めの一步」であることを伝えました。

さらにコツとして、口の中で唱えて書く、「キラキラ星（童謡）」のリズムに合わせて書く、絵を思い浮かべながら書くなども話し、機械的に写すのではなく確実に身につくように自分なりの方法を工夫することの大切さを伝え、取り組ませました。簡単すぎるのではという声もありましたが、生徒には好評で「高校では英語をやり直してがんばりたい」と意欲を見せる生徒が多くなりました。

◆唱えて覚える・見て覚える◆

アルファベットは表音文字のため覚えづらいものです。また書き順もひらがなのようにはつきりと決まっています。そこで、覚え方のコツを書いているワークブックを用意して、定着を図ることにしました。



2 グループ学習と個別の支援で単語を読めるようにする

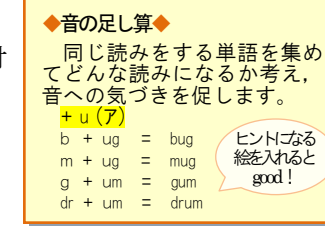
英語は読みと書きが一致していないため、単語を覚えるのが難しいようです。読めない単語を丸暗記するには限界があることから、まずは読めるようになると「読めれば楽しいEnglish」として、読むことに特化した活動を授業の最初の10分間に取り入れました。

基本はグループやペアでワークシートを解決していきます。身近な単語を発音で分けたり、単語の中に隠れている共通の文字列（「au」, 「ck」など）を探したりと、自分たちで読みの法則に気付かせるようにしました。活動の最後にはリズムに合わせて一斉読みを行い、発音を確認します。週に一度確認テストを入れることで、個別の支援が必要な生徒をチェックし、グループワークの際にフォローするようにしました。

グループ等で取り組むことにより、相談しながら楽しく学習を進めることができました。また、初見の単語を推測して読めるようになったことで、新出単語を書き写すスピードも速くなり、さらにスペルの間違いも少なくなりました。

◆文字列の気づきトレーニング◆

ターゲットになる文字列を読みながら印をつけます。



3 ゲーム形式で楽しく「聞く力」をつける

言語学習では「聞く力」や「聞き分ける力」をつけることが非常に大切です。聞く力がないと、話すこと（音声模倣）もできません。しかし、英語に苦手意識をもっていたり、落ち着きがなかったりする生徒にとっては、リスニングは辛い活動のようでした。そこで、英単語ビンゴやなぞなぞ (What am I?), 英語の歌詞などを取り入れ、聞き取りの訓練をしました。

この学習の一番の成果は、「聞く態度」や「聞き取り方」を身につけることができたことです。話し手に注意を向ける、聞いた英語を頭の中で繰り返すなどができるようになりました。

Let's Play BINGO!

B				
I				
N			★	
G				
O				

英単語を聞き取り好きなマスに書き入れる。その後教師がランダムに英単語を読み上げ、縦・横・斜めの一列がそろったら「ビンゴ!」

- ゲームを取り入れたり、興味関心を生かした題材を取り入れたりすることで、「聞く態度」が身に付き、「聞く力」の向上につながりました。
- 「聞く」「話す」活動を重視することで、「読む」「書く」ためのポイントが身に付き、教科の内容理解や社会自立に必要な力の習得につながりました。

国語科における支援の例

1 正しく伝えることを目指した文法学習

「教科書・・・」「忘れた」「無理」など、単語で話す生徒がいます。話すことがうまくできないと、自分の思いをうまく伝えることができずいらだちを感じて、生徒自身も困惑し、次第に口を閉ざすようになります。

口語文法は中学校までの既習事項ではありますが、文の成分（主語・述語）や品詞の種類と活用、助詞の使用、5W1Hについて再学習しています。インターンシップや就職試験では、正しく相手に伝える力（話す力）が不可欠であることなど、学習の意義を認識させた上で学習させました。

教科書の読み取りで段落ごとの要旨をつかむヒントとして発問したり、定期考査問題に毎回出題したりすることで定着を図った結果、正しく話す力や読解能力の向上につながりました。

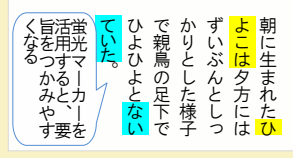
2 本当の語彙力とは、生活場面で活用できること

漢字テストでは書くことができているのに、作文や小論文ではその熟語すら出てこないことがよく見られます。これは、その言葉の意味や語感・用法を知らないためです。意味がわからない言葉は使えないのです。学んだ言葉を生活で使えるようにするには、自分の心に落ちるまで、言葉のイメージを膨らませることも必要です。

そこで、意味調べや短文作成以外の活動として、ウェビングを取り入れ、添削することで、生徒一人一人の言語感覚を育て、語彙力をつけることにつながりました。

◆述語は見つけやすい◆

述語は文の最後にあることが多いので、まずは述語（述部）を探させ、線を引かせます。その後、主語を探させ、ハコで囲ませます。接続助詞が入っている場合は、2文に分けられることに気付かせます。「～の主語は何ですか」と発問し、「～の主語は～です」と省略せずに答えさせます。



3 作文・小論文指導は、個別に支援して力を付ける

作文指導は、個別の支援を行うチャンスとして、何に困っているのか（書くことが思いつかない、どう書き始めてよいか分からないなど）を聞き取り、生徒に応じたヒントや課題を与えています。段階を踏んだ指導により、自分で書こうとする意欲が見えてきました。

◆ウェビングで語彙を広げる◆

- ◆ テーマから思いつく言葉をどんどん書く。
- ◆ 辞書の意味を先に確認させると安心して取り組める。
- ◆ 気持ちや考え、短文など様々自由に表現させる。

昔の人(舜王)「舜王は崇高な精神の持ち主だ」
王様 偉大 精神 野球応援
えらい 高い 岩手山 校歌
「崇高」
意味: 高く美しい様子
内容は否定しないでほめる、励ます

Q&A ディスレクシア、ディスグラフィアって何ですか？

知的能力は普通なのに、「字」という記号と言葉の「音」が結び付きにくいことが原因で、読み書きが困難になる状態です。例えば、単語を音に分解することができない、読み飛ばし、音の混同（「あさ」を「かさ」）、逆読み（「35」を「53」）、字形の混同（「はし」を「ほし」）、勝って読み（「めぐるしい」を「めぐるましい」）、鏡文字、読み書きのスピードが極端に遅いということが見られます。認知や脳内の情報処理の障がいであり、決して本人の努力不足ではありません。文字を大きくする、ルビをふる、試験時間を延長するなどの配慮で輝ける生徒です。きっと困っているはず。気付いてあげてください。

7

進路実現を図る生徒指導と進路指導の実際

～ 社会生活に必要な基礎は学校で教える、高校は最後の砦 ～

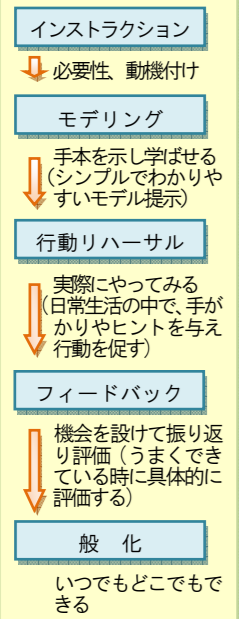
【ソーシャルスキルとは】

ソーシャルスキルとは、「社会生活や対人関係を営んでいくために必要とされる技能」です。
発達障がいのある生徒は、中心神経系の機能障害から、認知能力のアンバランスな発達や自己調整力（感情や行動をコントロールする力）の未熟さからソーシャルスキルが身につけていなかったり、知らなかったりするために、友人関係や社会生活で不利を被っています。
ソーシャルスキルを具体的に「やり方」や「コツ」として教えることで、生徒の生活をより豊かにし、社会適応を支援するのがソーシャルスキル指導です。

【ソーシャルスキルトレーニング (SST)】

「人間関係についての基本的な知識」、「他人の思考と感情の理解の仕方」、「自分の思考と感情の伝え方」、「人間関係の問題を解決する能力」などについて、下図のような流れで行います。

SSTは、日常的な指導の中で、教師が行ってきたことです。特別な技能は必要ありません。一斉指導（集団）の中で理解や指導に困難がある場合は、個別に時間（面談等）をとって指導します。



1 学校生活全体で行うソーシャルスキルトレーニング <実践例>

《登校指導時の指導》

校門や昇降口での登校指導では、朝の挨拶を大きな声で行えるよう指導しました。生徒一人一人に小さな声がけをして、生徒が元気に登校したことを褒め、一日頑張れるよう励ましています。授業以外の生徒の様子がわかり、生徒理解や生徒との距離を縮めるのに役立ちました。

《職員室の入退室における指導》

職員室への入退室の際には、正しい挨拶や言葉遣い、整容等を大切にしています。入口に正しい方法を貼ったり、鏡を置いたりして、生徒の意識を高めました。正しく行動した生徒には、職員もより丁寧に接するようにする（できなかったときはやり直しさせる）など、定着するよう配慮しました。面接指導や面接の本番で慌てない底力をつけるのに役立ちました。

《授業の中での指導》

授業の開始前、終了の挨拶を週番の号令で「お願いします」「ありがとうございました」と大きな声で言うよう全校で統一しました。入学時にできるまで何度もやり直しさせて指導し、集会等では2・3年生に手本を示させるなどしています。授業中のルールを黒板横に掲示し、意識を高めています。挨拶や返事の定着、学習への姿勢の向上等に役立ちました。

2 個別に行うソーシャルスキルトレーニング <実践例>

《面談や面接練習を活用した指導》

成績や進路等に関する個別面談や、進路対策の面接練習をソーシャルスキルの確認や個別の指導を行うチャンスとしてとらえました。適切な行動や対応ができない場合は、どのようにするのが良いのかということ具体的に示し、その場で繰り返させました。できたら「それでよい」と肯定し、「次は言われなくてもやれるように」と般化を促し、次の面談や面接でできるようになったかチェックしました。形式的な面談から、自立を促す面談へと高めることができました。

《保健室や相談室での指導》

保健室や相談室に来室する生徒の多くは、人間関係に悩みを抱えています。その原因で多いのが、自分の気持ちをうまく表現できない、自分がどうしたらよいかわからないということです。

悩みを聞いてあげるだけではなく、自分で解決できるようにする支援として、右図のような自己表現ワークシートに記入させ、自己理解を促すきっかけにしました。

自分の気持ちに丁寧に意識を向ける時間をとり、気持ちに形を与えることで、こころを整理し、安定させることで、対人関係のスキルも高めることができました。

【実践上の留意点】

ソーシャルスキルを知っていても、周囲の環境が整っていないと本人はそのスキルを発揮できません。
「なぜやらないんだ」と怒るのではなく、生徒がやれない理由を考え環境を整えるのがポイントです。

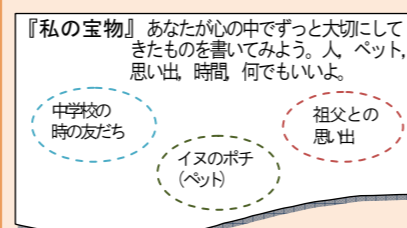
<環境チェック>

- ◆モデルが示されているか（いつ、どこで、どのように）
- ◆大人が良いモデルを示しているか
- ◆上級生が率先して行っているか
- ◆いじめはないか
- ◆生徒に過大な要求をしていないか
- ◆生徒を不安にさせていないか

【支援が必要な生徒への留意点】

- ◆説教、叱責はしない
- ◆立ち方、座り方、礼、歩き方、発声など、手本を示して真似するよう促す
- ◆できたら「うん、そうすると自信があるように見えるよ」等と具体的に褒める
- ◆志望動機などは丸暗記させるのではなく、本人が理解できる言葉でキーワード化して指導する
- ◆日常的に丁寧な話し方を指導する
- ◆時間や回数多くとる

【自己表現ワークシートの例】



<ねらい> 自分の中の宝物は、元気や幸せ、自信を与えます。自己肯定感の低い生徒は、自分の「宝物」を意識化することで自分という存在のとらえ方が変化します。宝物をもっている自分を大切にできるようになることがねらいです。

【障がいの受容を促すポイント】

高校段階になってから、障がいを受け入れるのは、本人にも家族にとっても難しいことです。

まずは、「できないことがあるのは本人や家族だけのせいではない」「どうしてもできないときには支援を受けることができ、それは人間らしく暮らすための当然の権利」であるということを周知すること、受容的であたたかい学校の雰囲気を作ることが大切です。

ポイントは本人にとって何が幸せかということを知り、じっくり考えることです。大人のエゴや世間体ではなく、長期的に見て、今、何をすべきかということを考えます。

ただし無理強いや厳禁です。理解や納得には、時間がかかるものなのです。

拒否感が強いと感じられる時には、将来困ったときの連絡先を教えておきます。（→裏表紙参照）

【障害者手帳とは】

障害者手帳は、療育手帳（知的障がい）、身体障害者手帳、精神障害者手帳の3種類。

知的な遅れがある場合は療育手帳を、うつ病や統合失調症等の精神疾患がある場合は、精神障害者手帳を申請できます。申請する場所は児童相談所です。

手帳を取得することで、様々な福祉サービスを円滑に受けられるようになります。JRや公共施設料金の割引、障害基礎年金の受給など経済的な面でのメリットも多くあります。

手帳がなくても、ジョブコーチなどの就労に関する支援を受けることができますが、手続きがやや複雑です。

- ソーシャルスキルは、進路指導、生徒指導、学習指導と連携して、指導の場所や時間を選ばず一貫して行う。
- 卒業してから困らない、自立した社会人に育てることが学校教育の責任。卒業後の生活を見とおした指導・支援を行う。

3 規範意識を高める整容指導、マナー指導 <実践例>

基本的な生活習慣が身に付いておらず、中には遅刻や整容違反を繰り返す生徒が見られます。特徴として、生徒本人や保護者の意識が低い（中学校まではこれで大丈夫だったから等）ことがあり、指導を困難にしています。

社会に出るための最終準備段階として、入学当初から生徒、保護者に対して、右図のような段階的な指導を行うことを周知し指導にあたりました。その結果、保護者の意識が高まり、生徒本人も校則やマナーを意識して生活するようになり、学校全体の規範意識が高まりました。

【段階的な指導の取組例】

- 整容・マナーの規則、点検方法、違反の罰則等についての十分な周知を生徒・保護者を実施したのち、以下の指導を行った。
- ① 毎朝のSHRで、複数の教職員で点検を行う。
 - ② 違反者にはカードを渡し、累計枚数で段階的に指導を行う（1枚目注意、2枚目から反省文、奉仕活動、保護者面談等）
 - ③ 1ヶ月間違反しなければリセット（違反なしの状態）する。
- ◆生徒自身の気付きを促すことが目的。追い詰めすぎないことと公平な点検がポイント。

4 障害者手帳を取得して就職した事例の紹介

Aさんは、時々大きな声での外れな発言をしてクラスから浮くことがありましたが、赤点をとることもなく3年生まで進級し、卒業後は就職を希望していました。担任はちょっと変わっているとは感じていましたが、面接指導を十分に行えば何とかなるだろうと考えていました。

しかし、面接練習を何度行っても、いつも志望動機で止まってしまいました。本人は一生懸命やっているのですが、肝心なところの理解が深まらず、満足できる回答ができませんでした。そして実際の就職試験にも2回失敗し、本人も焦り始めましたが、指導の効果はほとんど上がりませんでした。

そこで、保護者に会い、現状を知らせることにしました。

保護者は予想していたようで、実は身の回りのことがほとんどできないことや、小さいときから一人でいることが多かったことなどを話し、将来に不安を感じていたと話されました。それでは、何らかの支援を受けられるように外部機関に相談に行かないかと持ちかけたところ、保護者も本人も、必要ならば支援を受けたいと了承し、障害者職業センターで「職業評価」を受け、アドバイスに従って、障害者手帳を取得して、就労支援サービスを受けながら就職を目指すことになりました。2ヶ月間のワークトレーニングとジョブコーチの支援を受けて、製造業に就職することができました。

【再就職の方法も教える】

支援を必要とする生徒の中には、職場に適応できずに離職する場合も見られます。
発達障がいのある生徒達の本当の訓練は社会に出てからです。学校にいる間は誰かが面倒を見てくれましたが、社会に出てからは自分で解決しなければなりません。
解雇された場合の対応や再就職の方法、就労支援サービスの内容やサービスを受けるための方法などについても、高校在学中に教えておくことも、大切な支援の一つです。

Q & A 高機能自閉症の生徒のコミュニケーション能力を高めるには？

高機能自閉症は社会性の弱さが主たる障がいなので、対人関係スキルの全般を高めようとするのは困難です。そこで、必要最低限のマナーの取得を目標とします。ポイントは、ビジネスマナーの練習を面談等の中で個別に行い、こういう時にはこうするという、はっきりとしたマニュアル的な教え方をします。その際、短い言葉で回りくどくなくはっきりと指導するのが大切です。また、高機能自閉症の人は周囲の刺激の影響を受けやすく疲れやすい（ぼんやりするまたは緊張しすぎる等）といった特徴もあります。静かな環境でやさしく、明確に指導しましょう。

（→p.34『見てわかるビジネスマナー集』参照）

資料2

個別の指導計画作成支援ソフト (中学校・高等学校版) Ver.1 の紹介

～ 行動の背景を検討することで、指導の効果がアップ! ～



シート名	内容
タイトル	タイトルをクリックすると、「使用方法」シートに移ります。
使用方法	使用方法を解説しています。
分類参照	「データベース」シートの分類を示しています。
基礎情報	生徒の様子やこれまでの対応を整理し、課題を焦点化します。
データベース	生徒の様子から、生徒の抱えている背景を推測し、想定される支援方法をデータベース化しています。
個別の指導計画	「基礎情報」、「データベース」シートの内容が転記されます。生徒に合った具体的な支援方法を検討することにより、個別の指導計画として活用できます。

ここで完成した個別の指導計画は、職員会議や学年会での資料として活用することにより、校内や学年内の共通理解や一貫性・継続性のある指導・支援につながります。あるいは、就労・進学先への引き継ぎ資料や、センター試験の配慮認定資料における在籍校における配慮事実の資料の一つとして活用することができます。

このソフトは、障がいの種別から支援方法を特定するのではなく、気になる様子やつまづきなど、生徒の行動から背景を探り、支援方法を考えることができるようにデータベース化したものです。

「個別の指導計画 作成支援ソフト (中学校・高等学校版) Ver.1」は、表計算ソフトのエクセル 2007 を使用し、個別の指導計画を作成する際に使用する「基礎情報」、「データベース」、「個別の指導計画」の3シートと、最初の画面である「トップページ」、使用に当たっての説明を示す「使用方法」、データベースの全体構成を示す「分類参照」の合計6シートで構成しています。

「個別の指導計画 作成支援ソフト (中学校・高等学校版) Ver.1」は、ステップ1による「基礎情報」、ステップ2による「データベース」の各シートを活用することにより、想定される支援方法が導き出されます。これらの情報は、「個別の指導計画」シートに反映されます。この反映された想定される支援方法を基にして、特別支援教育コーディネーター等と具体的な支援方法を検討することが大切です。それは、生徒一人一人の実態が異なることのみならず、この検討するという営みが、教師の生徒の様子を見取る力や支援方法を検討する力につながるからです。このように、「個別の指導計画」シートに具体的な支援方法等をさらに入力することは、生徒の様子に即した個別の指導計画の作成や、教師の実践力向上につながるのです。

【課題の整理と焦点化】

対象となる生徒を見つめてみると、「こんなことができない」「これも困っているんだよね。」と多くの課題が出てくるかもしれません。しかし、すべての課題を指導することは、指導者にとっても、生徒にとっても大変なことですし、「二兎を追う者は一兎をも得ず」ということにもなりかねません。

そこで、次の観点から課題を整理し、焦点化した上で指導していくことが大切です。

- ①緊急性
安全面、集団規律との関係
- ②容易性
教師や生徒にとっての取り組みやすさ
- ③即時効果性
指導の効果が現れやすい課題、生徒にとって、周囲の教師にとっての今後の取組につながります。

【行動の背景を検討しましょう】

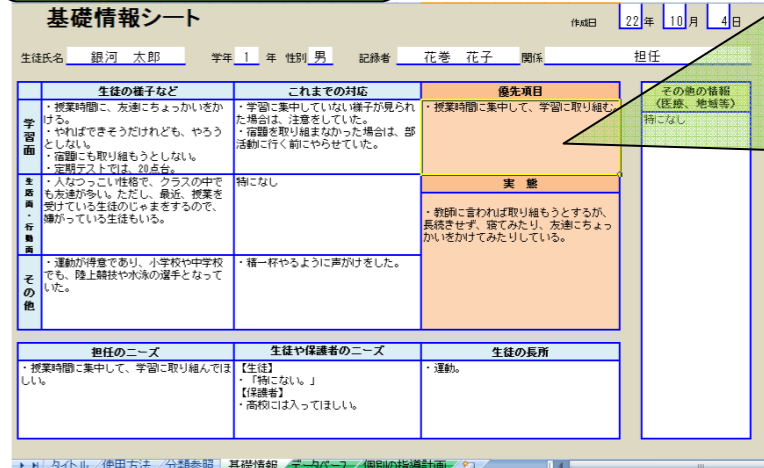
不適応行動の場合、対処療法的な対応では、不適切な支援となることがあります。まずは、行動の背景を検討することが大切です。

特別支援教育の視点による生徒理解は、学習指導、生徒指導、進路指導等にも役立ちます。

【想定される支援方法をヒントにしましょう】

「データベース」シートで導き出された想定される支援方法を基に、特別支援教育コーディネーターや学年団の先生方と一緒に、実際の指導場面や学校の現状、生徒の特性に合わせた具体的な支援方法を検討することが大切です。一人一人が異なれば、支援方法もその数だけあるのです。

ステップ 1 課題の整理と焦点化

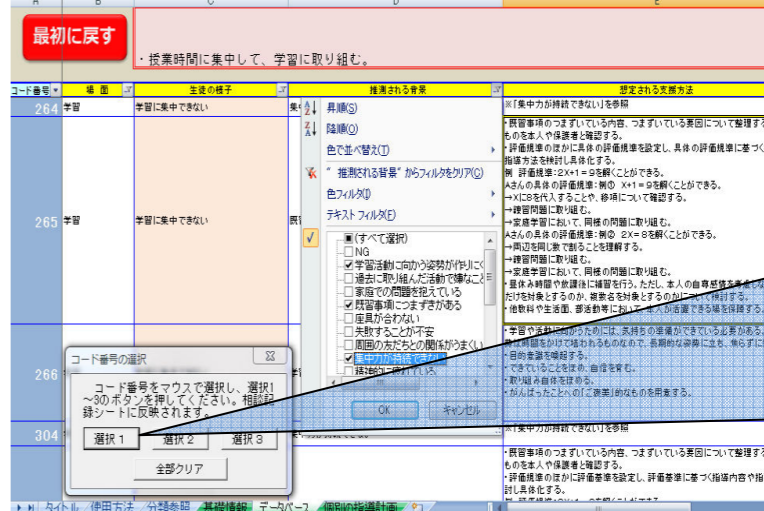


「基礎情報」シートを使って、生徒の様子やこれまでの対応を整理し、緊急度や指導の難易度等の観点から、優先項目を決定します。

優先項目と実態に記入した内容は、「個別の指導計画」シートに転記されます。

担任として気になることだけではなく、生徒や保護者のニーズ、生徒の長所等についても大切に考えていきます。

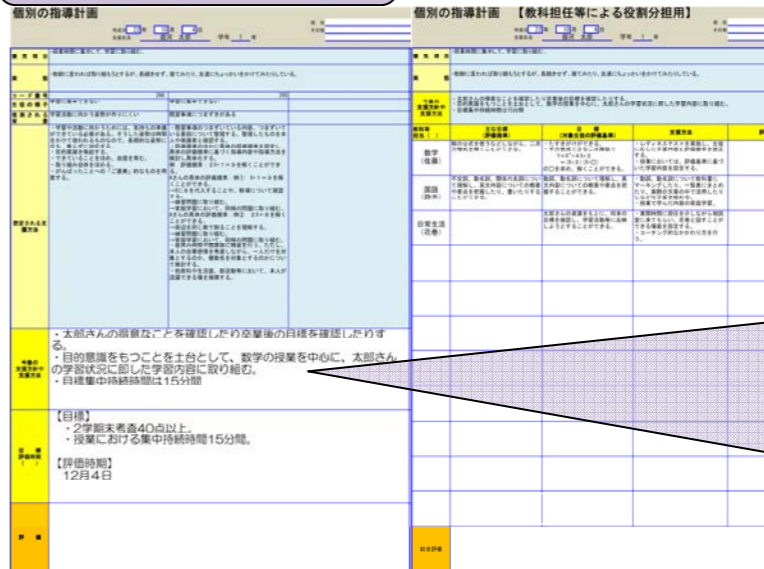
ステップ 2 背景の理解



「データベース」シートを使って、分類項目にフィルターをかけ、生徒の様子から生徒の特性を絞り込みます。支援方法の参考になりそうなデータのコード番号を選択することにより、「個別の指導計画」シートに内容が転記されます。

また、各校において有効であった支援方法をデータベースに追記することも可能です。

ステップ 3 具体的な支援方法の検討



「個別の指導計画」シートを使って、具体的な支援方法を検討し、さらに入力します。印刷することなどにより、個別の指導計画として活用することができます。

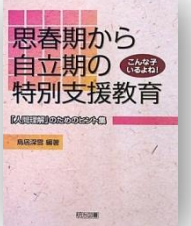
また、表計算ソフトエクセルを使用していますので、各校で使いやすいような様式に変更することもできます。

資料3

指導・支援に役立つ図書を紹介

～ 中学校、高等学校の特別支援教育コーディネーターからの推薦図書 ～


まずは、生徒理解から！



思春期から自立期の特別支援教育
「人理解」のためのヒント集

思春期から自立期における特別支援教育の実情を、28もの支援の具体例から紹介しています。
学校生活や進路選択、就労に関するの情報も満載です。


出版社：明治図書
著者等：鳥居深雪
価 格：2,460円



高校生発達障害
こころライブラリー イラスト版 高校生の発達障害

入学前の高校選択から、高校における学校生活や進学・就労までの幅広く、そして読みやすく書かれています。
否定的になりがちな生徒の特性を肯定的に捉えた指導・支援が充実しています。


出版社：講談社
著者等：佐々木正美 梅永雄二
価 格：1,300円



不登校・ひきこもりの心がわかる本
健康ライブラリー イラスト版 不登校・ひきこもりの心がわかる本

悩みを抱えている本人、周囲で見守っている家族や教師への具体的なアドバイスが書かれています。
医療や福祉関係に関する情報も分かりやすく掲載されています。

出版社：講談社
著者等：磯部朝
価 格：1,200円




特別支援教育ハンドブック
養護教諭のための特別支援教育ハンドブック

特別支援教育という視点で、養護教諭がどのような役割を果たすことができるか、項目ごとにまとめられています。
修学旅行や宿泊学習での留意点など、学級担任にとっても参考になります。

出版社：大修館書店
著者等：飯沼純子 岡田加奈子
価 格：2,400円

進路指導、就労支援の充実に向けて！



発達障害がある子どもの進路選択ハンドブック
健康ライブラリー イラスト版 発達障害がある子どもの進路選択ハンドブック

幼少期や小学校就学から就労まで、それぞれの校種における進路選択のポイントや情報が分かりやすく書かれています。
それぞれの年齢段階における進路指導のポイントは必見です。

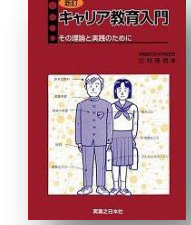
出版社：講談社
著者等：月森久江
価 格：1,200円



アスペルガー症候群
こころライブラリー イラスト版 アスペルガー症候群 就労支援編

就労に関する情報やアイデア、事例等が、具体的・実際に掲載されています。
高等学校での就職指導やその後の支援だけではなく、中学校からの将来を見据えた指導に役立ちます。


出版社：講談社
著者等：佐々木正美 梅永雄二
価 格：1,300円



キャリア教育入門
新訂 キャリア教育入門 その理論と実践のために

キャリア教育の第一人者が、キャリア教育の理念や内容・方法について解説しています。理論編 実践編 組織編 資料編で構成されており、実践への見通しをもつことができます。

出版社：実業之日本社
著者等：三村隆男
価 格：1,714円




見てわかる ビジスマナー集
知的障害や自閉症の人たちのための見てわかる ビジスマナー集

生徒自身が読んで理解し、実行できるように、「書類の渡し方」などの具体例を、わかりやすい言葉とイラストで示しています。生徒を指導する教師自身の立ち居振る舞いの参考にもなります。

出版社：ジアース教育新社
著者等：「見てわかるビジスマナー集」編集企画プロジェクト
価 格：1,500円


指導のアイデア満載！



特別支援教育 実践ソーシャルスキルマニュアル

斯界の第一人者によるソーシャルスキルに関する考え方や、実践プログラムが実践する上で参考になります。


出版社：明治図書
著者等：上野一彦 岡田智
価 格：2,500円



教室でできる特別支援教育のアイデア 中学校編

長年の経験に基づく、通常の学級でできる具体的支援を示しています。小学校編等も参考になります。


出版社：図書文化社
著者等：月森久江
価 格：2,600円



長所活用型指導で子どもが変わる Part3
認知処理様式を生かす各教科・ソーシャルスキルの指導

継次処理あるいは、同時処理という認知処理様式ごとの指導方法や考え方を示しています。


出版社：図書文化社
著者等：藤田和弘 熊谷恵子 ほか
価 格：2,400円



イラスト版 学習のこつ 子どもとマスターする49の学習動作

学習の土台となる、話し方、聞き方、道具の使い方など、丁寧に示しています。生徒への指導の参考にもなります。


出版社：合同出版
著者等：谷田貝公昭 村越晃
価 格：1,600円



特別支援教育をすすめる本3 こころときどきどうする？ 発達障害のある子への支援 中学校以降

大きく豊富なイラストと、簡潔な文章表現、身近な事例により読み進めやすいです。しかも、内容が正確です。

出版社：ミネルヴァ書房
著者等：内山登紀夫 中山清司
価 格：2,500円



自己表現ワークシート
教室で保健室で相談室ですぐに使える！ とじこみ式 自己表現ワークシート

長年のカウンセリングに基づく「こころを育てる自己表現」の考え方や、ワークシート、その使い方が掲載されています。

出版社：図書文化社
著者等：諸富祥彦 大竹直子
価 格：2,200円

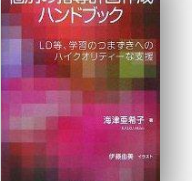
指導計画の作成や体制作りの参考に！



石隈・田村式援助シートによる チーム援助入門 学校心理学・実践編

「みんなが資源、みんなが支援」という考えのもと作成したツールが満載です。CD-ROM付きで便利です。


出版社：図書文化社
著者等：石隈利隆 田村節子
価 格：2,500円



個別の指導計画作成ハンドブック
ID等、学習のつまずきへのイコオリティーな支援

個別の指導計画をこれから作成する方も、まだの方も、豊富な具体例や資料がとて参考になります。

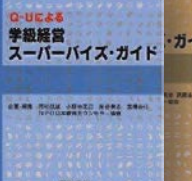
出版社：日本文化科学社
著者等：海津亜希子
価 格：1,400円



生徒指導ガイド
開発・予防・解決的な教育モデルによる発達援助

生徒指導が直面している課題に対して、教育社会学、カウンセリング心理学等の専門家が、力強く方向性を示しています。

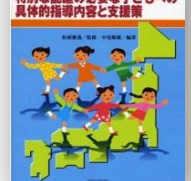
出版社：図書文化社
著者等：八並光俊 國分康孝
価 格：2,400円



Q-Uによる学級経営スーパーバイズ・ガイド
Q-Uによる学級経営スーパーバイズ・ガイド 中学校編 高等学校編

Q-Uを活用する上で必要な基礎知識だけではなく、学級集団の代表的なパターンや事例を詳しく示しています。


出版社：図書文化社
著者等：河村茂雄 刈野勇人 ほか
価 格：3,500円



神戸市発！特別な配慮の必要な子どもへの具体的指導内容と支援策

校内体制の作り方や、指導の実際について、小・中学校のみならず高等学校においても紹介しています。

出版社：明治図書
著者等：松嶋政義 中尾繁樹
価 格：2,560円



高等学校における特別支援教育の実践 「ひあ」の可能性は無量大

高等学校における、自立支援の方向性を理念だけではなく、いくつかの実践例により示しています。

出版社：あいり出版
著者等：加藤貴久 杉岡啓治
価 格：2,400円

就学や指導・支援、将来の進路等の相談に応じます。

1 教育・支援等に関すること

特別支援学校

	学校名	TEL	住所
国立	岩手大学教育学部附属特別支援学校	019-651-9002	盛岡市東安庭 3-4-20
県立	盛岡視覚支援学校	019-624-2986	盛岡市北山 1-10-1
	盛岡聴覚支援学校	019-696-2582	盛岡市乙部 4-78-2
	盛岡となん支援学校	019-623-3907	盛岡市手代森 6-10-14
	盛岡青松支援学校	019-661-5125	盛岡市上田字松屋敷 11-25
	盛岡峰南高等支援学校	019-639-8515	盛岡市下飯岡 11-152
	盛岡みたけ支援学校	019-641-0789	滝沢村滝沢字穴口 218-4
	盛岡みたけ支援学校奥中山校	0195-35-3036	一戸町奥中山字西田子 1054-1
	花巻清風支援学校	0198-28-2421	花巻市太田 27-207-4
	前沢明峰支援学校	0197-56-6707	奥州市前沢区字田畠 18-1
	一関清明支援学校	0191-24-2030	一関市萩荘字高梨南方 21
	気仙光陵支援学校	0192-27-8500	大船渡市立根町字宮田 33-3
	釜石祥雲支援学校	0193-23-0663	釜石市定内町 4-9-5
	宮古恵風支援学校	0193-63-0400	宮古市崎山第 5-88
	久慈拓陽支援学校	0194-58-3004	久慈市侍浜町堀切 10-56-46
私立	三愛学舎	0195-35-2231	一戸町中山字軽井沢 49-33

2 医療等に関すること

県立療育センター

019-624-5141 盛岡市手代森 6-10-6

3 生活等に関すること

発達障がい者支援センター

019-601-2115 盛岡市手代森 6-10-6 (療育センター内)

4 福祉に関すること

岩手県福祉総合相談センター

019-629-9600 盛岡市本町通 3-19-1

岩手県一関児童相談所

0191-21-0560 一関市竹山 5-28

岩手県宮古児童相談所

0193-62-4059 宮古市和見町 9-29

5 就職等に関すること

岩手障害者職業センター

019-646-4117 盛岡市青山 4-12-30

中学校・高等学校版
すべての生徒が輝く
指導・支援のすすめ

発行日 平成 23 年 3 月
著作編集 岩手県立総合教育センター
発行 岩手県教育委員会事務局 学校教育室